

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

平成18年7月7日(金)

(開会) 10:00

(散会) 16:13

○ 委員長

ただいまより委員会を開きます。

「11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「歳入」を議題といたします。これは一括して質疑をお受けいたします。

先ず最初に野見山委員に発言を許します。

○ 野見山委員

おはようございます。29番、野見山です。「市税の予算額の算出基準について」という題にしていますが、私が一番訊きたいのは徴収率の件についてです。この一般会計の資料のほうですね。これの30ページから32ページについてお尋ねしたいと思います。まず30ページにおいてですね、市税、個人減免課税分、普通徴収分ですね、徴収率が95.1か、約95%で推移されてあります。そして、個人滞納分については徴収率が11.4%。それと、32ページにおいて、これは固定資産税の分なんですけど、固定資産税については、これ現年度分だと思いますが、96%で推移。そして滞納繰越分については9.4%で算定してあるわけですよ。で、このパーセントの根拠をまずお知らせください。

○ 納税管理課長

徴収率に関しましては、過去3年の1市4町分の徴収率を勘案いたしまして出しております。

○ 野見山委員

過去3年分の1市4町分で、この徴収率が出たということですね。それですね、税というのは100%が基本だと思うんですね。例えば、不公平があってはならないから、払ってる人、払わない人、いてはいけないわけですよ。それで、この95%、固定資産税については96%について、これは自主納税で入ってくる分かですね、それとも徴収努力を行ってここまでしか出来ないのか、それをお尋ねします。

○ 納税管理課長

納税努力も含めたところの数字を挙げさせていただいております。

○ 野見山委員

ということはですね、納税努力をかなりして、この数値ということですね。というのは、現年度分を、例えば、先ほど言った95%なら残り5%、固定資産税については4%、当然滞納繰越分に入っていくわけですよ。そうすると、滞納の方に溜まっていきますよね。で、新しく新・飯塚市になって元年ですよ。で、あなたたちが例えばこれを、納税努力を頑張って、100%まで行けとは言いませんけど、98%位まで上げるような努力は、何か考えていらっしゃいますか。

○ 納税管理課長

目標の設定の仕方というのは若干差が出てくるんですけど、一応こういう数字を挙げてますが、私どもとしてはこれを最低目標という形の中で、出来るだけ、先ほど委員がおっしゃいますように、100%が正解なんですけど、現実的には100%いくことは出来ません。その中で係の目標としては、特に現年度につきましては徴収率98%を目標に、頑張っていきたいというふうに思っております。

○ 野見山委員

前向きな意見をありがとうございました。というのはですね、本当言ったら100%、現年度分を100%に近づけてもらえれば、滞納分がだんだん減っていくわけですよ。滞納繰越分ですかね。多分あなたたちは、翌年以降にこれを不納欠損で多分落とされてると思うんですよ。で、それと、今の現年度・過年度分は努力をして、98%まで上げる。これは大切な自主財源ですので、それはよろしくお願いします。続いて、滞納繰越分についてはですね、この数値はまだ上がる余地はないんですかね、あなたたちの努力によってですよ。これが確実に取れる目標という数字で、この滞納繰越分については挙げられてるんですかね。

○ 納税管理課長

滞納の分につきましても、先ほど言いましたように過去3年分の徴収率を見込んで、勘案して挙げております。滞納につきましても、過去3年、若干ずつ数字が1市4町、上がってきております。そういう中で一応、見込みという形で挙げておりますけれど、滞納につきましても、係内では滞納12%を目標に、今年は頑張っていこうという協議、打合せをしております。

○ 野見山委員

滞納の分についても、これは最低目標で、これからさらなる努力をして数値を上げていくということですね。そういうふうに解釈していいんでしょうか。で、最後にですね、これは大切な自主財源ですので、限りなく100に近いパーセントを私は求めたいと思うんですよ。それなりに徴収努力を怠らないように頑張って、お願いしたいと思います。これは要望しておきます。これで終わります。

○ 川上委員

おはようございます。川上直喜です。16ページ、市民税ほか市税の滞納対策について、伺います。まず、市民税、固定資産税などいくつかの税目で滞納がみられます。滞納が全体として増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、どういうふうに受け止めてあるか、お尋ねいたします。

○ 納税管理課長

滞納の増加か減少かと聞かれておりますけど、1市4町の15年度の滞納徴収率は9.5%、16年度は13.3%、17年度は、ちょっと見込みでございますけど、11.3%ということですね、若干その年によって、増えたり、下がったりはしております。

○ 川上委員

予算資料を見てみますと、全体としてですね、私は、高止まり、横ばいというところかと思われました。それで、主な要因は何だとお考えでしょうか。

○ 納税管理課長

先程もちょっと申しましたけど、今年合併によってですね、1市4町が合併して新市になっておりますけど、その中で、基本的に過去3年間のですね、滞納徴収率を勘案いたしまして、あげさせていただいております。

○ 川上委員

質問はですね、滞納が高止まりで、横ばいしておると、どうしてそういう状況になっておると思うかということを知りたいのです。

○ 納税管理課長

失礼いたしました。この頃、景気あたりがですね、やっぱり国あたりは、回復しているというようなことを言っておりますけど、まだまだ、この筑豊地方、特に嘉飯山あたりはですね、そのへんがまだ見えません。そういう中で、企業の倒産、或いはリストラ等がですね、まだ、やっぱりそれなりに本市においても続いております。そういう中で、特に税金は、前年度の所得に対してかけておりますので、そういう中でですね、なかなか徴収率がアップしない。正直言いますと、やっぱりかなり、生活が苦しくなっているという傾向も感じております。

○ 川上委員

私は、その点が一つ大きいと思います。特に雇用破壊とかね、深刻だと思うんですが、もう一つね、税務当局としては、忘れていけないと思うのは、税金が高くなっているということじゃないですか。だから、この両面によってね、こういう滞納の高止まりというのはね、生じてきているのではないと私は思っているわけです。それで、いずれにしても滞納を含めて税をいただかなといけないわけですけどどれも、従来にない、特別の対策を検討していますか。

○ 納税管理課長

お答えいたします。少し、ちょっと現状の状況を説明させていただきまして、お答えさせていただきます。市税の滞納対策としましては、納期内に納付されていない方に対して、まず、督促状を発送いたしております。それでも納付されない方には、早期に納付協議等を行うことを主な目的として、催告書や呼び出し状等を順次、発送し、来庁を促しております。来庁時は、その方の実態に応じた支払額や支払い等納付計画の協議を行い、無理のない分納計画と適切な指導を行っております。しかしながら、再三に亘る催告にも関わらず、何ら連絡もなく、また納税相談に全く来庁されないとき、納税意識のない滞納者と判断される場合には、税負担の公平性の観点から、法の規定に基づく預貯金調査や財産調査を開始いたしております。その結果、担税資産があり、滞納処分が可能な場合は、やむを得ず、財産差し押さえ執行の事務処理を行い、早期に滞納額の減少並びに税収の確保に努めております。今後におきましても本年度は、定率減税、老年者控除、公的年金控除の削減廃止に伴い、市県民税、国民健康保険税等の負担増となり、滞納が若干増加するのではないかと懸念いたしております。特に、高齢者、公的年金受給者等の低所得者層の方には、少し、厳しくなっていると認識いたしております。従いまして、納税に対し、お困りの方については、電話連絡や相談の機会を更に多く持ち、現状を十分に把握して、ご理解をいただいた上で、適切な納税執行を行い、丁寧に対応しながら、徴収の確保に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○ 川上委員

特別な対策は、検討していないという答弁だと思うんですが、国の方は、そうじゃないんですよね。今、申しましたように、国っていうか、小泉内閣は、雇用破壊を中心として、格差社会作っていったでしょ。税金を払えないくらいの状態に追い込んでおいて、そして、税を上げていくわけですから、税払えなくなるでしょ。そしたら、どうやって税集めるんですか。国会で議論されたのは、徴収部門の民営委託です。法的には、アコムでもこれを委託することができる状態になったんですね。それで、わたくしは、こういう徴収部門の民間委託というのは、納税者の諸権利、それから秘密保護の観点からもですね、飯塚市は、認めてはならないと思うんですが、どうお考えですか。

○ 納税管理課長

税は、地方公共団体に与えられた徴収権であります。それで、民間等に委託するということは、ある意味では、自分達の権限をないがしろにするというのは、おかしいんですけど、そういうことになるのかなと思います。それで、先程申しましたように、現体制の中で、精一杯、徴収努力をいたしたいというふうに思っております。

○ 川上委員

担当課長では、持ち応えられないくらいの圧力がかかってきます。ですから、今答弁された内容は、やっぱり市長のところですね、抑えていただかないと、そうならない場合がね、あり得ると思うわけです。それで、滞納処分の問題です。先程、税滞納から差し押さえに至る手続きをですね、紹介していただきました。追加資料の中にもありますね。こう見ますと、指導指導という単語がね、私なんかは、いちいち気になるわけですけども、この差し押さえる場合にですね、財産調査をしなければ、差し押さえられないでしょ。国税徴収法141条は、金融機関などに対し、一斉に財産調査をかけることは、認めてませんよね。このようなことは、

止めていますか。お尋ねします。

○ 納税管理課長

金融機関等への調査に際しましては、職権を濫用した職務を行っては、ならないと認識しております。なお、国税徴収法第141条第1項第2号、3号に規定されている事項につきましては、調査対象金融機関を無制限に、認めていることではないと解釈されますので、財産調査等につきましては、そのことを念頭におき、法の規定を遵守し、事務を行っているところでございます。

○ 川上委員

この質問を終わります。次に、同じく16ページ市税市民税ほかに関連してですね。税負担の軽減の問題についてお尋ねしていきたいと思っております。

まずですね、6月市県民税の課税明細が送付されて、多くの高齢者が驚きもし、悩んでもおられます。代表質問で楡井莞爾議員が述べたとおりでございます。恐怖の6月と呼んでおられるそうです。老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小の影響は、全国で500万人に及び、所得税と併せた増税額は年間約4,000億円に上ります。現役の勤労者に対しても、所得税それから住民税の定率減税の半減が既に始まっており、来年度には、全廃です。本市におけるこの影響をお尋ねします。

○ 課税課長

本市におけます地方税法の改正による影響額につきましては、定率税額控除の見直しによりまして、約4万7,000人。金額にしまして、2億900万円。老年者控除廃止による増収見込みといたしましては、約4,000名。8,800万です。公的年金控除の改正による増収見込みといたしましては、約4,100名。6,100万円を見込んでおります。最後になりますけれども、生計同一の妻の均等割課税の経過措置終了による増収見込みといたしまして、7,100名の約1,000万円を見込んでおります。

○ 川上委員

市の一般会計予算規模が614億円ですから、そういう数字慣れてしまうとね、今答弁にあったこの数字の向こうにある市民の苦しみだとかが見えにくい場合があると思うんですが、その苦しんでおられる方にですね、これは国が決めたことで、地方自治体は税金を集めるだけというようなことでは、まずいだらうと思うわけです。悪政に対して、やっぱり手を広げてね、住民を守るというスタンスがいると思うんですが、それはあまりたくさんの方ができるわけではないと思うんですが、せめてですね、減税がありますよね、いくつか、この制度を生かすことが必要だと思うんですが、どういう制度がありますか。

○ 課税課長

市税の減免制度につきましては、市民税については、生活保護法の適用を受けている者。所得の皆無、または激減による生活困窮者の者。3番目といたしまして、学生及び生徒。民法第34条の公益法人。最後になりますけれども、災害を受けた者。固定資産税につきましては、生活保護法の適用を受けている者。公益のため、直接占用する固定資産。最後に、災害を受けた固定資産。軽自動車税につきましては、身体障がい者の方が取得し、または所有し、自ら運転する自家用の軽自動車。生計を同じくする者が運転する軽自動車。身体障がい者のみで構成される世帯で、その者が取得し、所有する軽自動車を障がい者の就労のため、または通学通園等に使用するため、常時介護する者が運転する軽自動車。生計を同じくする者が取得し、または所有し、障がい者の就労のため、または通学通園等に使用するため、障がい者の方が運転する軽自動車。最後になりますけれども、生計を同じくするものが取得し、または所有し、障がい者の就労のため、または通学通園等に使用するため、生計を同じくする者が運転する軽自動車。以上となっております。

○ 川上委員

今度の税改正、直接ではないんですが、こういう増税になると国保税だとか、そういうものにも連動しますね。保育料だとか、介護保険料だとかにも連動するでしょう。それで、国民健康保険税の減免制度もあるでしょう。それから、介護保険の減免もありますよね。それを税務当局の方で、併せて紹介するかは、別としてですね、こういう少しでも住民の苦難を軽減するための制度を周知して手軽に申し込めるようにするべきだと思いますけれども、今何か検討されていますか。

○ 課税課長

減免制度の周知方法につきましては、納税通知書発送前の6月1日号の市報掲載、及び当初納税通知書にお知らせを記載、また窓口申請書を置くなどして、広く市民の皆様方に周知を図っているところでございます。nn

○ 川上委員

高齢の方とかですね、障がいの方とか、その制度を受け易い方々は、今の範囲ではですね、なかなか目に留まらないことがあるわけですね。窓口まで来れないでしょう、なかなか。それで、もう少しね、目が悪い方でもお年寄りの方でも障がいの方でも、解り易い周知方法を考えていただきたいと思うんですよ。これが6月に送られて来た納付書ですね。これ、字が小さいです、まず。ここにいろんなこと書いてあるんだけど、文書解りにくいです。おまけに赤い字で読みにくいです。ですから、これあまり、読まれていない。金額だけ見て、去年まで0だったのに、今年は、どうして何万円もなっているのと、大変驚くわけですね。それで、増税の問題と同時にですね、増税減税との問題と同時に、こういう問題があるんです。もともと税が払えないということで、非課税だった市民、この方達に今回税金がかかるようになった人がある。本来、非課税なのに通知書に課税額が書いてある。そういう通知が来た人がいるんですね。解ると思うんですが、どうしてこういうことが起きるか、またその人数、影響額は把握していますか。

○ 課税課長

今回の税法改正によりまして、65歳以上低所得者への課税が発生いたしましたことは、認識しております。その人数として、約2,200名ほどおられたということで、考えております。それと金額によりまして、先程冒頭にお話ししましたように、老年者控除廃止、それと公的年金控除の改正によることで、金額は申し述べさせてもらっています。

○ 川上委員

その方々は、どういう方々になりますか。

○ 課税課長

先程、申しましたように、65歳以上で年金受給をされている方が多数だと思っております。

○ 川上委員

嘯み合っていないと思うんですが、本来、非課税であるべき人にね、課税額書いて送っているということを言っているんですよ。65歳以上ということだけで送ってる。障がい者や寡婦の方、非課税の方おられるでしょう。その方達に何万円というのを記入したのを送りつけているじゃないですか。あなた方はね。その方々の人数を把握しておるかっていうふうに言っているわけです。

○ 課税課長

障がい者、それからまた寡婦の方につきましては、基本的には、確定申告受け付け時に、各種所得控除の有無につきましては、詳細をお尋ねしております。昨年までは、65歳以上の方は、無条件で非課税であったがために、それらについて、徴収洩れもあったのではと考えられますが、そのような場合は修正申告として、課税課の窓口にて身体障害者手帳等の提示を受けるか、口頭で家族状況等の説明を受けたあと、課税内容の修正を行っております。しかし、昨年まで非課税の方に、今年初めて納税通知書が届いた場合は、直後に電話なり、窓口に来られ

るなりして、ほとんどの方が解決していると思われま

○ 川上委員

そのほとんどだと思われるというのは、何を根拠に言っているわけですか。

○ 課税課長

先程、委員も言われましたように、去年までが非課税ということで納税通知書が送られていない今年、始めて来たということで、びっくりされて、お電話なり、窓口に来られる方が殺到もしております。

○ 川上委員

殺到しましたか。それでね、もう少し親切にできないんですか。自分達がね、税をかけて、取ってはならん人達にね、これ送ってるんですよ。その市県民税領収書を送っているんですよ。これで金融機関に行って振込みなさいって話でしょう。持っておいでってことでしょう。身に覚えのないものをね、また正当でない請求書が行くわけでしょう。こういうの何て言うんですか。それに近いじゃないですか。自分達で送っておいてね、向こうが異議申し立てをしたら、更正をうつと。来なければ、そのままですか。この方達はね、そう元気でね、車とばして、役所に来れるような方が多いとは限りませんよ。だから、そこのところをね、考えて親切にする必要があるんじゃないですか。それでね、障がいの方の場合は、どうしたらいいんですか。その更正する場合。

○ 課税課長

障がいを持っておられる方、また病気等でですね、来庁が不可能という方につきましては、お電話あり次第、わたしどもからお伺いするようにしております。

○ 川上委員

その方々は、手帳を持ってある方ですか。

○ 課税課長

以前は、手帳が必要項目に入っておりましたけども、最近、身体障がい者同等とみなされる方々につきましては、身体障がい者の控除が認められております。

○ 川上委員

この方達は、例えば介護度をランク付けされると、その方々もこの障がい認定証明書をもらえますか。

○ 課税課長

課税課の所管する事務ではございませんので、発言は差し控えさせていただきます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：32

再 開 10：37

委員会を再開いたします。

○ 社会・障がい者福祉課長

すみません。お尋ねの件でございますが、一応、税の方と高齢者の方と、我々、社会・障がい者福祉課の方で十分協議いたしまして、落ちのないようにいたしますし、また申請につきましては、我々の課の方で対応するようにしておきます。

○ 川上委員

すると障害者手帳を持っていない方でも介護認定ランク付けになっている人は、社会・障がい者福祉課に相談すれば、こういう障がい認定証明書というようなものをもらえて、これで、そういう資格があるということが、確認されるわけですね。じゃあ、それでは、寡婦の場合はどうしますか。

○ 課税課長

寡婦の方につきましては、非課税125万円以下の方については、非課税ということと、寡婦控除があるということでございます。

○ 川上委員

もう当然いいですけど、相手の立場になってね、ものを考えるということでもらわないと、さっきから言っているでしょう。非課税なのに、こんなのが来て、びっくりすると、その人は、そのときは、どうしたらいいのってことでしょう。寡婦の証明書が出るんですか。だから、そういうときの親切な納税者の立場になったね、対応がいるんじゃないですかということですよ。これさっきから見てるけど、指導、指導、指導と書いてありますけどね、相談業務でもあるわけでしょう。それで、いずれにしても、非課税の方から税金を取るのはいいことじゃないでしょう。生活権を犯すし、当事者は悩み苦しんでいる。直ちにね、手を尽くしていただきたいと思います。続けて、21ページ、分担金および負担金。中ほどに公立保育所運営費負担金、その下には私立保育所運営費負担金というのがありますけど。

この公立保育所運営費負担金、これは何のことですか。お尋ねします。

○ 保育課長補佐

公立保育所運営費負担金、2億1979万2000円、私立保育所運営費負担金、3億3833万7000円は保護者が納める保育料のことでございます。

○ 川上委員

保育料については、本市は国の基準より引き下げておるといふふうに聞いておりますけれども、これはどういう仕組みですか。

○ 保育課長補佐

保育料につきましては、合併協定項目の中で、合併の翌年度から5万7500円を限度としまして国の徴収基準額に対し約80%に統一いたしております。また、保護者の負担軽減を図るために同一世帯から2人以上の入所児童がある場合は第2子が基本的には半額、第3子からにつきましては無料といたしております。

○ 川上委員

施政方針の中でも触れられておったんですが、保育料の軽減措置が図られておりますね。図られているんですが、他都市と比べたらどうかと思うわけです。調べておられたらお尋ねします。

○ 保育課長補佐

他市での徴収基準額の状況ですが、政令指定都市の福岡市が73%、同じく政令指定都市の北九州市が80%、嘉麻市が80%、田川市89%、宗像市92%、大牟田市93%、直方市93%、春日市が国の基準どおりの100%、飯塚市が約80%でございます。次に第2子の取り扱いでございますが、前述の全ての市は国の通知のとおり基準でございますが、基本的に半額となっております。また第3子からの取り扱いにつきましては徴収基準額の10分の1を徴収している市は、北九州市、直方市、春日市、大牟田市、宗像市で、無料の取り扱いをしている市は福岡市、田川市、嘉麻市、飯塚市でございます。

○ 川上委員

各都市の中で比較的負担軽減が図られている方だといふふうに思います。ただ保護者の中でやっぱり保育料高いという声はご存知のとおり強いんですね。3歳未満と3歳以上の子ども2人だと共働きの平均的な収入の家庭、保育料はいくらになりますか。

○ 保育課長補佐

保育料を決める際には前年の所得税額と前年度の市民税額で階層を区分して決めることといたしております。例えば夫婦が4歳と2歳の子ども2人を保育所に入所させた場合で申しますと、所得税が非課税で市民税が課税世帯の場合は2人の合計で月額2万1000円になります。また所得税が10万円課税の世帯の場合は2人の合計で月額4万9150円になります。

○ 川上委員

今公立保育所の運営費補助を三位一体改革の名で廃止してしまうなど重大な状況あっても市は今後とも保護者の負担を増やすべきではなく、むしろ軽減を図るべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

先ほど課長補佐が答弁いたしましたとおり、本市の保育料は福岡県下の各市と比較いたしましても低い額となっております。また2人以上の入所幼児の負担軽減につきましても適切に配慮した負担額になっていると考えております。新しい飯塚市にとりましては、少子化対策、また子どもを生み育てやすい明るいまちづくりの推進につきましては、本市の最重要施策として取り組んでいかなければならないと考えております。しかしながら極めて厳しい財政状況でございますので、今後の保育料の負担のあり方につきましては、行財政改革も十二分に視野に入れた中で児童社会福祉部職員一丸となりまして知恵を絞り、汗をかいて対応していかなければならない問題であると認識をいたしております。

○ 川上委員

次に質問通告をしておりました、22ページ、使用料および手数料、人権啓発センター使用料については、時間の省略を考慮し、総括質疑の人権同和行政についての中で併せて質問させていただきたいと思いますが委員長、よろしいでしょうか。

○ 委員長

結構です。

○ 川上委員

それでは次に23ページ、使用料及び手数料、三郡山にあるサンビレッジ苗の使用料についてお尋ねいたします。サンビレッジ苗の利用状況をお尋ねします。

○ 商工振興課長

平成17年度の利用状況について、ご説明させていただきます。入場者数3万9505人、それから使用料につきましては、4963万9千円ということになっております。これに伴いまして、町の委託料でございますけれども、合計で8158万9千円を出しております。ですから、差し引き3,195万円の不足というふうな状況になっております。

○ 川上委員

利用状況は増えてますか、減ってますか。

○ 商工振興課長

ここ数年は減少の傾向でございます。

○ 川上委員

開設が平成2年ということですがけれども、その当時と比べれば4分の1くらいに減ってますね。そういうスパンで見れば激減と言っていると思うんですが、最近では下げ止まりということですかね。それで、重要な施設だと思います。余暇利用もあるけれども、青少年の健全育成など、教育的側面でも大きな貢献をしています。特にスキー場などは大事な施設なんですけど、ここの利用料が高い。例えば、2時間でスキー板とか——付きでいくと、大人が2500円です。子供が1500円ということで、合わせて4000円ですね。ちょっと重たいんですよ。こういうのも、スキー場の伸び悩みというか、下げ止まりと言いましたけど、そういう状況に結びついておるのではないかと思うわけです。それで、入場料を値下げすることができれば、スキー愛好者は喜ぶし、入場者も増えて我々も嬉しいということになるんですけど、そういうふうに思われませんか。

○ 商工振興課長

今後、この財団の運営につきましては、指定管理者制度の利用料金制度の導入も含んで、財団が柔軟な経営ができるように協議していく予定でございますが、この料金につきましても、

併せて協議していきたいというふうを考えております。ただ、料金を下げることは、現在の状況がこのまま続きますと、即収入減にもつながってまいります。収入減につながりますと、サービスの後退ということも考えられますので、そのようなことのないよう、集客方法とかサービスの向上に向けて協議してまいりたいというふうを考えております。

○ 川上委員

これは、福岡県がリードした事業なんですよ。福岡県としては戦略的な意義があつてやったはずでしょ。それで、もうちょっと言いますけど、平成2年、開設当初、プレイゾーンが8万8753人なんですよ、入場者ね。で、先ほど言われたように平成17年度は2万4073人ですよ。そしたら、経営が成り立つとか成り立たないというような話じゃなくて、存在意義が問われるわけです。それで、利用者を増やさなければ存在する意味がない。じゃあ料金を値下げすればいいけど、財政が成り立たない。いろんな工夫はできますけど、福岡県にやっぱり責任を持っていくのも、一つの手だと思うんですよ。それで、相手のある話ですから気楽には言えませんが、補助金申請をですね、利用者の実態からいって、申請することが出来はしないのかなと思うんですね。検討してみてもどうかと思うんですが、いかがですか。

○ 商工振興課長

このサンビレッジ茜という施設につきましては、町独自で整備した施設、それから県の援助によって、支援によりまして出来上がった施設、それから国の支援によりまして出来上がった施設ということで、全体の施設が整備されております。施設の運営は基本的に管理者が全面的にその責任を負うということから、今、委員さんがおっしゃいますような要請につきましては、基本的には難しいものと認識しておりますが、ただ、この利用者の利用状況からいろんなPR活動等、また併せて、その支援体制をお願いしていきたいというふうを考えております。

○ 川上委員

質問を終わります。

次に23ページ、使用料および手数料、市営住宅使用料についてお尋ねします。

合併後、市営住宅家賃は値上げしていないかお尋ねします。

○ 住宅課長

合併しまして、旧4町の部分が町から市の方に合併しました関係から、算定根拠といたしまして、市町村の立地係数というのがありまして、その分が0.5%上がるというふうなことで、家賃の跳ね上がりが影響しております。

○ 川上委員

家計収入が全体として減少している中で、家賃の負担感は徐々にか、急激にか、家庭によって違うと思いますけれども、負担感大きくなってます。本市は今後行財政改革の名の下にいろんな公共料金だとか引き上げる、サービスは切り捨てる、という方向を採るのではないかとみんな心配してるわけですね。それで、今後これ以上の負担増は住民を苦しめるばかりであつて、行財政改革を理由にした値上げはするべきではないと思うわけですが、お考えいかがですか。

○ 住宅課長

住宅の家賃につきましては、公営住宅法で規定されておまして、その辺の見直しが生じれば当然家賃の算定も変わってくるだろうと思っております。

○ 川上委員

質問を終わります。24ページ、使用料手数料、幼稚園授業料についてお尋ねします。

市内の幼稚園ごとの授業料、児童数、お尋ねします。

○ 学校教育課長

幼稚園授業料につきましては、合併協定の中で幸袋幼稚園と庄内幼稚園が月額6000円になります。顛田幼稚園は平成18年度に入園する幼児については在籍する期間5000円とな

っております。園児数ですが、幸袋幼稚園は現在は105名ですが、予算計上の時には104名で算出しております。庄内幼稚園は50名、颯田幼稚園は73名の園児を見込んで予算計上いたしておりました。

○ 川上委員

颯田幼稚園は来年度から月額授業料、5000円から1000円引き上げることと合併協議で決めたというふうに言ってますけども、これによっていくら増収することになりますか。

○ 学校教育課長

3歳児、4歳児、5歳児、すべてこれは卒園するまでは5000円で行きます。ですから、5歳児の園児が、——5歳児が26名卒園いたしますので、5000円かける12.6万円の26人分になるかと思えます。

——失礼いたしました。颯田幼稚園は1000円のあれが出てきますので、1000円かける12かける57人分で68万4000円になります。

○ 川上委員

大丈夫ですか、心配の声が。とにかく68万4000円という答弁ですね。確認しておきますね。それで、逆に幸袋と庄内の幼稚園を、授業料を6000円から1000円下げたとすれば、いくら市としては減収になりますか。

○ 学校教育課長

幸袋、庄内幼稚園を5000円に引き下げまして、1000円を補助した場合に予想される負担金額は1000円かける12ヵ月かける154名で184万8000円になります。

○ 川上委員

やっぱり合併でサービスはできるだけ高い方に、負担はできるだけ低い方に平準化するならその方がいいわけですよ。それで事情がある場合もあるでしょうけど、この場合は事情がある場合というふうには思われません。財政的事情はないでしょ。68万4000円と184万8000円の関係ですから。これくらいのお金はそれこそ市長の決断でも作れるはずだと思うわけです。さっき部長が答弁されてましたけど、子育てするならやっぱり飯塚市と。自然に恵まれた颯田と。子育て環境づくり競争で他都市に負けない。住むなら飯塚市ということだけでいいようにその象徴的なことでもあろうと思うわけです。颯田幼稚園の授業料値上げは既に条例事項なっておりますけど、変えることもできるわけですから、撤回できるように検討していただきたいというふうに思います。お考えを伺います。

○ 教育部長

ただいま委員お指摘の件、合併協議においても子育て支援の関係ということでやはり論議があつておるようでございます。したがいまして、颯田幼稚園の5000円から6000円については経過期間を設けたというふうな配慮もなされておるところでございます。今後、ただいまの意見を参考にいたしまして、検討いたしますけれども、合併協議の全体、事前において十分協議がそこら辺も含めた中で協議なされて、こういうふうな結果になっておることはご理解していただきたいと思っております。

○ 川上委員

合併協でやったというのは分かりますけど、住民はこのこと事前に相談に預かってないですね。質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

26ページ、使用料及び手数料、ごみ処理手数料についてお尋ねします。大きい袋10枚500円など、ごみ袋の料金改定によって売上はどの程度減少するのか、お尋ねします。

○ 環境施設課長

別紙資料に掲載しておりますけれど、旧飯塚市では合併前は3億1074万1千円、合併後は2億2667万5千円で8406万6千円の減、率にいたしますと、約27.1%減であります。旧穂波町では合併前は6756万1千円で、合併後は7457万3千円で、701万2千円の増、率にいたしますと約10.8%増であり、旧筑穂町では合併前2875万1千円で、合併後は3173万4千円で298万3千円の増、率にいたしますと約10.4%増であります。また、旧庄内町では合併前2788万8千円で、合併後は3115万8千円で327万円の増、率にいたしますと約11.7%増であり、旧穎田町では合併前1834万5千円で、合併後は2005万5千円で171万円の増、率にいたしますと約9.3%増であります。合計いたしますと、合併前4億5328万6千円で、合併後は3億8419万5千円となりまして6909万1千円の減、率にいたしますと約15.2%の減となっております。

○ 川上委員

6900万円、市の収入が減少したけれども、その分だけ市民は喜んでるという、旧飯塚市民が多いですね。ということなのですが、しかしあなた方はその一方でですね、先日来、委員会で指摘を受けてるように、穂波・筑穂地区で、分別を縮小したために選別作業で新たに生じる経費を生んでますね。これは試算しましたか。

○ 環境整備課長

昨日の予算委員会でお答えいたしましたように、飯塚市・桂川町衛生施設組合のビン・カンの分別委託で、110万円ほどの増額になるということでございます。

○ 川上委員

それは昨日、聞き漏らしてました。失礼しました。それで、環境保全推進に逆行しているわけですけども、110万円といえども経費を増やしておいて、まさか今後、行財政改革などといって、ごみ袋代を値上げ、検討することはないでしょうね。お尋ねします。

○ 環境施設課長

現在、値上げにつきましては、合併協議の中で検討されまして、考えておりませんが、本市の厳しい財政状況を考えますと、行財政改革を視野に入れまして、また新市のごみ処理体制を確立する中で、今後検討する必要があるのではないかと考えております。

○ 川上委員

それは、来年春を目処に、ということでしょうか。お尋ねします。

○ 環境施設課長

時期については現在のところ確定はいたしておりません。

○ 川上委員

検討する方向は値上げということですね。とんでもないことだと思います。

で、27ページ、国庫支出金、私立保育所運営費負担金について。まず1点目はこの私立保育所運営費負担金というのは何なのかお尋ねいたします。

○ 児童社会福祉部長

私立保育所運営費補助金につきましては、国が補助対象経費の2分の1を負担する経費でございます。

○ 川上委員

旧飯塚市は昨年度、市立横田保育所を民間保育所に譲渡しました。その大きな要因は国の公立保育所運営費負担金が三位一体改革の名で廃止されたこととあります。その負担金は一般財源化したと言ってるのに、市はその金を保育所に回さなかったこととなりますね。覚えてますか。

○ 児童社会福祉部長

委員ご指摘の件でございますけれども、ちょっと私自身理解に苦しむところがございますので、もう一度すみません、ご質問をお願いいたします。

○ 川上委員

三位一体改革ですから、負担金は廃止するけど一般財源で入れたというわけでしょう。国は、名前は違うけど完全に措置したというわけですよ、こういうとき。金はやってるよと。ところが民間譲渡したわけでしょう。金かかってないじゃないですか。じゃあ国からきたお金はどこに行ったんかということなんですよ。そういうこと覚えてるかということ聞いたんですよ。

○ 児童社会福祉部長

横田保育所につきましては、ご承知のとおり公立の保育所でございまして、17年度から民営化して私立保育所となっております。したがって国の私立保育所の運営補助金は横田保育所の方には国の方からの負担金は当然執行されております。今言われておりますところの公立保育所の方につきましては、一般財源化されておりますけれども、これ一応財政局の方の受け取り方といたしましては、完全にということではないかと思っておりますけれども、一般財源化されまして、交付税で対応された額がはっきりいくらかということにつきましては、若干分析の余地は残るかと思っておりますけれども、それ相応の措置はされておるとい認識を持っております。

○ 川上委員

公立じゃなくて民間でやれということで市立から追い出したわけですが、日本共産党は反対でした。今度はこの私立保育所運営費負担金、これを廃止する動きが心配されてますね。市としては国に廃止をしないように強く要望すべきではないかと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

この運営費負担金についての過去の経緯を説明させていただきますけれども、国は平成15年に公私立保育所運営負担金を三位一体改革により一般財源化しようとしておりました経緯がございます。そのときに地方六団体等の強い反対要望に対しまして、結果的には平成16年度から公立保育所運営費負担金のみを一般財源化しておるところでございます。そういう状況の中で今度また公立保育所の運営負担金が一般財源化されました場合、本市といたしましても非常に財政力が弱い市でございますもんですから、その影響は大きいものがあるというふうに認識をいたしております。したがって、私立保育所運営費の国庫負担制度の堅持を求める議案をぜひとも県市長会に上程した中で、今後対応させていただきたいというふうに今のところは考えております。

○ 川上委員

それはぜひがんばっていただきたいと思っております。質問を終わります。

28ページ国庫支出金。児童扶養手当負担金などについて、お尋ねいたします。まず、児童扶養手当負担金や児童手当の国庫負担率が、4分の3から3分の1に大幅減しております。本市への影響額はどの位になりますか。お尋ねします。

○ 児童育成課長

児童扶養手当は、母子世帯等の生活の安定と児童福祉の向上のために、児童扶養手当法に基づきまして、18歳の誕生日の年度末までの児童に、児童を扶養している方に支給されております。ご質問の負担率の分でございますが、国の負担率が平成18年度から4分の3から3分の1に、それから市の負担が4分の1から3分の2ということになりました。ちなみに、飯塚市の予算額で算定いたしますと、児童扶養手当で支出しております予算額は、8億8979万2千円でございますので、国の負担が4分の3から3分の1というふうに変わりますので、算定いたしますと約3億7074万6千円、国の負担が減少するというふうに算定しております。

○ 川上委員

児童扶養手当の方で、飯塚市が3億7074万円負担が増えたということですね。

○ 児童育成課長

市の負担が逆に3億7074万6千円増えたと。今度は市の負担が増えました。ただし、一般的にこれは、三位一体に伴う一般財源化ということでございますので、一応、税源移譲という対象になるということでございます。

○ 川上委員

それはわかりました。ということは、これは小泉さんの三位一体改革ということですね。

○ 児童育成課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

この質問を終わります。

31ページ、国庫支出金、特定地域開発就労事業費補助金については、通告しておりましたが、歳出における質疑において答弁が既にあるので、取り下げたいと思います。よろしくお願ひします。

次に31ページ、国庫支出金、防衛施設周辺障害防止事業費補助金について伺います。どういう事業の財源になるのか、お尋ねします。

○ 土木建設課長

防衛施設周辺障害防止事業につきましては、自衛隊等の行為または防衛施設の設置もしくは運用により生ずる障害防止等のため、防衛施設周辺地域の生活環境の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としております。事業といたしましては、工事概要説明資料の42ページに添付しておりますので、ご参照ください。本事業箇所は、市道、庄司吉北線の自衛隊正面入り口より500メートルほど小竹町側に行った場所で、防衛施設庁所有地と市所有地が道路法面の中の中途に境界がありまして、一部法面崩壊した部分もあります。今回、本工事の実施により、法面崩壊を防止し、道路交通の安全を確保するものであります。ちなみに、補助率は10分の10、100%でございます。

○ 川上委員

質問を終わります。次に35ページ、県支出金、生活保護費負担金（住所不定者分）について、お尋ねします。これを、どういうことかよくわかりませんので、簡単に説明してください。

○ 保護1課長

住所不定者のことでございますけど、この方たちは在宅で生活ができない方、または長期入院者、それからホームレスの方などが生活保護法にいます救護施設などに入所してある方で、現在旧4町の方も含めまして、145名の方が住所、帰来先がないということで施設に入っております。その方たちにかかる生活保護費でありまして、今回予算に計上しております1億7172万6千円、これはこの方たちの生活保護費の4分の1にあたります、これが県でまかなわれる部分でございます。その残りの4分の3につきましては、国庫負担金でまかなわれるようになっております。従いまして、住所不定者にかかります生活保護費は、市の負担はありません。

○ 川上委員

質問を終わります。

次に45ページ、財産収入、市有土地売却収入についてお尋ねします。45ページの一番上に、3億4685万7千円が計上されております。その主な対象物件は、どういうものがありますか。

○ 管財課長

財産収入の市有土地売払収入についてですが、そこに書いてありますとおり、大きく分けますと住宅団地売払収入が約8400万円、工業団地売払収入が約1億円、管財課が所管しております普通財産の売払収入が約1億6千万円でございます。

○ 川上委員

これは公募入札をすると思うんですが、そういうことですか。

○ 管財課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 川上委員

それでは、入札日を設定すると思うんですけども、公示はどのようなふうになりますか。時間・場所・物件など、公示しますね。どのようなふうになりますか。

○ 管財課長

先ほども申しましたとおり、入札は一般競争入札で行います。公募の方法といたしましては、広報いづか及び飯塚市役所のホームページで行っております。また、現地に広告看板を設置しております。

○ 川上委員

その広報いづかで入札日だけ書いて、入札受付を1時として、開始時刻を書かない、それから対象物件を書かないというような公示の仕方を、あなた方はしますか。

○ 管財課長

飯塚市の実施要領では、物件の所在、面積、予定価格、方法、参加資格、参加申込の方法、入札の参加説明会の日時・場所、入札会の日時・場所、入札の実施方法と決定方法を明記いたしております。

○ 川上委員

入札開始時刻は書かないですか。

○ 管財課長

入札会の日時と場所で、入札の時間も、もちろん書いております。

○ 川上委員

私が今訊いたのは、あなた方が先だつての7月4日の総務委員会において、旧庄内町の町有地売却について、ルールどおりやり、何ら問題はなかったと報告したから訊いてるわけです。私が今言ったのはですね、庄内で起こったことです。平成17年12月20日に起こったことでしょ。それで、これ以外に旧庄内町は、公募入札に一度もかけなかった物件を、売れなかったとして再鑑定にかけて、大幅値引きをして誰に売ったかという、当時の町議会議員、現在の市議会議員、それから現在でも飯塚市職員、幹部職員です——他に売ったわけです。議員や幹部職員ほかに売却したわけです。あなた方はこの行為を、問題なかったというふうに議会に報告したわけですね。ということは、これからあなた方は土地を売却していくんだけど、同じようなことをしても、仮にですよ、問題ないと考えますか。

○ 管財課長

先ほども申しましたとおり、飯塚市においては実施要領で行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

そういうことは訊いてないでしょ。質問に答えてください。

○ 総務部長

先日の調査の分を、今出されておるんですけども、基本的に旧庄内町の分につきましては、庁議、それから議会、それに広報、それから入札というふうな手続きを、庄内町の財務規定に基づいてされておるといふ報告をやっております。飯塚市の分、今出されている分につきましては、飯塚市はやはり飯塚市の財務規定に基づいて、やっている。手続きは先ほど管財課長が

申したとおりでございます。

○ 川上委員

ですから、公募に一度もかけなかった物件を、売れなかったとして再鑑定にかけ、大幅値引きすると。そういうことが飯塚で行われて問題がないのかどうかと訊いてるじゃないですか。

○ 総務部長

飯塚で、というお話でございますけれども、過去に飯塚市はそういうことをやったことはございません。

○ 川上委員

これからのことを言ってるわけですよ。あなた方ね、3億4685万7千円の予算を計上してるんですよ。過去のことなんか訊いてないでしょ。それは後で訊きます。これからのことを訊いてるんじゃないですか。じゃ、続けますよ。旧庄内町は入札開始時刻を公表せず、幹部職員一人が入札を済ますと直ちに蓋を閉じて落札させたわけでしょう。これにも問題がなかったとする報告でしょう。飯塚市でもこういうことを行うことがあるんですか。問題がないですか。お尋ねします。

○ 管財課長

先ほども申しましたとおり、飯塚市ではそういうことは行っておりません。今後も飯塚市の方法で、土地の売却については行っておきたいと考えております。

○ 川上委員

じゃあ、飯塚市ではこれは許されないということですね。確認しておきます。それで、過去のことをさっき言われたんだけど、旧飯塚市では、平成元年4月、1989年4月、市有土地不正処分事件が発覚してますね。ここから教訓を学んでおく必要があるわけですが、事件の概要、?末について説明を求めます。

○ 委員長

答えられますか。

○ 人事課長

確かに質問者が言われましたとおり、過去の飯塚市におきまして、土地の不正処分ということで職員が問題を起こし、その職員については刑事罰ということになりまして、懲戒免職という形になっております。

○ 川上委員

平成元年ですから17年前、たった17年で、地方公共団体がこんなこと忘れて困るでしょう。この教訓をね、きちんと握らなきゃ駄目なんじゃないですか。庄内の場合は、売払い対象は1億2千万円ぐらいだったんですよ、物件は。これの3倍ぐらいあるんですよ。ああいうような形で、庄内ではよかった、飯塚は今後しませんということなら、飯塚のこの不正処分の教訓ぐらい、しっかり管財は握っとかないと、やっていけないんじゃないですか。指摘しておきます。それで、今は売りの方ですよ。ついでに言うておきますけど、買いの方でも旧飯塚市は市役所駐車場問題で不透明なことを起こしてますよ。それで、2億4千万円の税金を投入した買い物なのに、交渉記録が一切ないと市民に答えたわけね。で、監査委員からも厳しく指摘を受けたわけですよ。これは売るほうの話だけど、交渉記録をきちんと残しますか。お尋ねします。

○ 総務部長

先の委員会、総務委員会だったと思うんですけども、お答えをしております。質問者言われるように、監査から指摘を受けております。それを教訓としまして、今後、交渉記録を残すということは私ども総務、また全庁的に通達をするということで、お答えをしているところでございます。

○ 川上委員

その通達を、別の機会に見せていただきます。

それで、次に50ページ、諸収入、児童クラブ利用料についてお尋ねします。合併に伴って児童クラブ利用料は3000円とされました。合併と同時に執行であります。市財政への影響額、どの程度なのかお尋ねします。

○ 児童育成課長

児童クラブ利用料の総収入ということでございますが、児童クラブ利用料は合併前と合併後と比較しまして、約800万円ほど増収という形になります。

○ 川上委員

市財政から言えば800万円ぐらいの増収と。市民の立場から言えば負担が800万円増えたということなんですね。特に旧穂波や旧穎田は無料だったわけです。で、こういったところでは、例えば子供が一人だとすると年間3万6000円、子供が二人だと年間7万2000円が何の激変緩和もなく、いきなり合併と同時に、まだ収入が少ないと思われる若い子育て世代にのしかかってくるわけですよ。あなた方は、これを軽い負担だと考えますか。答弁求めます。

○ 児童育成課長

児童クラブの運営につきましては、指導員の人件費等、負担もございますので、やはり利用者の負担も必要ではないかというふうにと考えておりますし、厳しい財政状況でもございますので、受益者負担は止むを得ないという状況で、この3000円ということで決定いたしております。

○ 川上委員

さっき私、厳しいことを指摘したけれども、穎田の幼稚園授業料は1年間、あれは据え置きということなんですか。どうですか。

○ 教育部長

先ほどもお答えいたしましたように、穎田の幼稚園の5000円から6000円の値上げについては、経過措置期間を設けております。

○ 川上委員

こちらの方はどうなるんですか。合併が3月26日ですから、26・27・28・29・30日、一週間後に大変なプレゼントをもらうわけですよ。大変な負担だと思います。検討しなさいといけないですね、こういうやり方はね。指摘して、この質問を終わります。

○ 委員長

通告外質疑を許します。ありませんか。

(質疑なし)

以上で、歳入についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 45

再 開 13 : 01

委員会を再開いたします。

次に、「繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用第2条から第6条までについて」の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようでございますので、以上については質疑を終結いたします。

それでは、総括質疑に入ります。

○ 岩本委員

37番岩本です。総括の中で私は特に人件費、いわゆる職員給与の件について質問いたします。

ご存知のように、国のほうでも国家公務員の人員削減、それから人件費の削減ということで方針を打ち出しました。私もこの配られた予算書を分析いたしました結果、全体でこの予算書の一般職員の人件費に1100名分で85億7937万6千円という予算が計上されております。その中で地域手当、それから時間外手当に焦点を絞って質問をさせていただきます。まず1点目は残業手当の支給対象者。これは飯塚市の場合は係長以下というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○ 人事課長

そのとおりでございます。

○ 岩本委員

わかりました。そこで、この時間外手当を一般会計及び特別会計で分析いたしましたところ、かなりの差があるわけですね。例えば、オートレース場。時間外手当が800万円組まれております。職員10名を割りますと、年間一人80万。月平均6万6670円という、計算上は出てまいります。こういうふうな特殊事情にあるところですね。たとえば卸売市場。こういうふうな現業職といいますか、現場に行かれています方に対する勤務時間体制ですね。これはフレックスタイムを採用してありますか。

○ 人事課長

その職場、職場に応じました勤務体系をとっておりますけれども、フレックスという形ではございません。時間をずらしたりとかいう対応はいたしております。

○ 岩本委員

フレックスとかじゃなくて時間をどういう。もう一度説明をお願いします。

○ 人事課長

通常8時半から17時という勤務体系ではございますけれども、その職場に応じまして時間を早めたりとか遅めたりとかいう対応はいたしております。

○ 岩本委員

そうしますとね、本来のフレックスとは違うという解釈ですね。そういうふうに捉えていいですか。

○ 人事課長

そのとおりでございます。いわゆるフレックスという形とは違いまして固定的な時間の変更でございます。

○ 岩本委員

わかりました。それでは残業手当は係長以下ということで理解できましたが、この残業手当とは労働基準法でいう1.25倍ですね。土日については1.5倍になっておりますが、この支給される場合の査定及び方法は自己申告で、例えば私が何時間しましたよ、というふうなことでされているのか、それとも事前申請、私はこういう仕事があるから今日何時間残業しますよ、というふうな事前申請。つまり許可をもらって残業してあるのか。その辺の管理体制はどうなっていますか。

○ 人事課長

合併直後におきましても各所管へ通知文書を出しまして、管理監督職が適正な時間外命令を事前に出してそれに基づく実績に応じた時間外の支給という形を徹底いたしております。また管理監督職に対しましても管理監督をする中できちんと職場の効率的な運用を勤務時間外の運用につきましては課内の協力体制をもって効率的に運用するよう強く指導いたしております。

○ 岩本委員

わかりました。ところで今回の合併に伴いまして3月26日以降、市の職員はいろんなデータ作り、予算書作り、それから選挙というふうなことで私が聞き及んでいるところでは、かなり

のオーバーワークということで毎晩10時、11時というふうな話を聞きました。そうした中で、例えば一般会計であれば8147万5千円という残業手当が生まれておりますが、この予算の範囲内でいけるのか、今の見通しですね。要するに見込み違いと。今回の予算も当初見込みからかなりオーバーワークして予算が組まれております。従いまして、過渡期といいますかそういう意味では時間外手当というのは計算できなかったんじゃないかな、という気がいたしますが、この辺は大丈夫ですか。

○ 人事課長

おっしゃいますとおり合併前、直後につきましては、かなり時間外が出ております。3月期につきましては1万6千時間というような、1市4町で。そういった時間外も出されておりますし、これにつきましては4月・5月と減ってきております。それで、時間外の金額、予算でございますけれども、旧飯塚市で1億円ほど予算化してしておりました。新市職員につきましてはおよそ倍、2倍弱でございます。それと合併後一時期は混乱いたしましたしょうが、徐々に先ほど申しましたように落ち着いてくる、というなかで2倍の2億円弱の予算を計上いたしております。これで何とか、と思っておりますが、なかなか3月・4月・5月と減ってきておりますけれども、若干不安な面がないかといわれれば、「ある」ということでございます。

○ 岩本委員

今あなたからの説明では、予算を時間外2億組んでいますよ、というふうなことでございましたが、私がこの予算書に出てきます、一般会計および特別会計で集計いたしましたところ、1億645万4千円という計算になるんですよね。これ、後の9400万円近くはどこに組まれているんですか。

○ 人事課長

各会計に振り分けいたしておりますので、ご了解よろしくおねがいします。各会計に振り分けて予算化いたしております。

○ 岩本委員

特別会計含めて組んでいるということでしょう。ちょっと私の計算ミスかもしれませんが。後でよく突き合わさせてください。それなら私も大丈夫かなと。私が見た限りは予算が低すぎるんじゃないかな、という気がいたしましたので、大丈夫ですか、と。補正予算を組まなくて大丈夫ですか、という質問をしたわけです。で、今金額が多いとか少ないとか言うことは申しません。ただ、この残業手当の運用管理というのは、私もある会社におりましたけど、非常にこれ難しいんですね。特に課によっては甘い課長さんもおられます。非常に厳しい課長さんもおられます。そういう観点から行くなら、この辺は公平公正の原則から行きますと、しっかり適正な残業手当で、出すものは出すというふうな観点でお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 人事課長

確かに質問者が言われますとおりであります。そのように努めたいというふうに考えております。

○ 岩本委員

以上で終わります。

引き続きまして、給与の中で地域手当とございますね。旧筑穂町の場合は調整手当という形で出ていたかと記憶しているのですが、国の基準では1%とありますね。ところが、飯塚市の場合は2.5%という支給率ですね。一般会計では1億789万1千円。これが地域手当で支給しますよ、ということになっています。地域手当とは何ですか。どういうふうに解釈したらいいんですか。

○ 人事課長

確かに質問者が言われますとおり、合併前の1市4町ともに調整手当という形で3%という

支給がなされておりました。これにつきまして合併協議の中で検討をるる縷々いたしましたわけでございます。これにおきましては地域手当という形で人事院勧告が出されまして、それを元に法改正、自治法の改正がなされまして、地域手当という形に調整手当が変わったものでございます。考え方について、国自体が明確に方針を出しているわけでございますけれども、地域手当自体が大都市圏に厚く、地方都市に厳しいというような状況であるのは事実でございます。そのためこの地域手当の導入にあたりましては、各自治体、その取り扱いに中小都市につきましては特に苦慮をいたしてきた、と。私ども質問者が言われるとおり、国公法の基準では新飯塚市は1%の支給地区ということは承知をいたしております。ただ、合併協議の中で、若干説明させていただきたいのですが、1市4町の給与に格差がございまして、その格差調整を行いました。そのため、通常は高いところに合わせると言うてはおかしいんですけども、ある一定レベルに下を引き上げて調整すると。もともとの合併協定自体が現給保障と——現在の給与を保障する、という内容の合併協定でございました。ただ、それでは人件費自体がかさむ、と。それから新給料表の導入という問題がございました。それで職員組合等とも協議したわけでございますけれども、職員の理解を得る中で、高いところを下げ、低いところを上げるという、現行の給与総額の枠の中で給与調整をやろう、と。財源の負担を取るまい、ということで今回合併協議に基づく給与調整を行いました。これにつきましては合併協議会の中で報告了承をされております。その中で最大、多いところでは月額で2万3千円下がると。そして平均で引き下げ——これが事務職で190名ほどを引き下げですね。全体で400名ほどの引き下げを行っております。事務職の平均が2.15%の引き下げという形になっております。引き下げた方の——この方たちが、事務職が1市4町で195名ということでございます。それで、給与の引き下げに伴いましてこれに加えて地域手当。これの率の見直しを1%という形で行うと影響が大きすぎる、というところで給与調整を先行いたしまして、今年度の定期昇給も止めると。ストップするというなかで3%以上の引き下げとなるわけでございますけれども——事実上ですね。そういったなかで地域手当を2.5%と。この2.5%という数字につきましては、県が県職の対応としてこの地域にとっております率でございまして、その2.5%という数字を使用させていただいた、ということで合併協議会の中でご了解をいただいたということでございます。そういう経過で合併時における地域手当につきましては、2.5%という形にさせていただいたわけでございます。

○ 岩本委員

今、執行部の説明で概要は分かりましたが、今おっしゃいますように3%を合併協議で2.5%に引き下げ。なおかつ低い高いところをこれをもって調整した、と。これは職員組合の了解も当然、行われての合意でございますね。というのは職員の中にはかなり下がった、という声も聞いたもんですから。そのへんのトラブルとかそういうふうなものは一切なかったでしょうか。お尋ねいたします。

○ 人事課長

職員組合とも十分協議いたしまして合意の下に確認をいたしまして、そして1市4町の首長会の決定によりまして、こういう形で決着をつけた、ということでございます。

○ 岩本委員

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○ 明石委員

3番明石です。私は合併により町から市になることに伴い、負担増があると言われましたが、これがどれぐらいあるのか、それから市民に直接影響があるものがあるのかどうか。質問をいたします。

○ 財政課長

町が市になることによりまして影響があるものといしまして、福祉関連経費で影響を受けま

す。まず、歳入面で扶助費の支給などで地方負担の一部を県が町へ負担金などとして交付しておりましたもので、更生医療医療給付費、身体障がい者施設訓練等支援費、知的障がい者施設訓練等支給費。この項目などが市になることにより、交付されなくなります。その影響額といたしまして1億4300万円と試算いたしております。また、歳入面では、県の福祉事務所が実施しておりました業務が市になることによりまして、市の福祉事務所で実施しなければならないようになりますが、その主なものは生活保護費、その扶助費、児童扶養手当などで、扶助費につきましては一定の国県の負担はありますが、義務負担も発生いたします。この義務負担につきましては、一定程度地方交付税の基準財政需要額に算入される仕組みになっておりますが、完全に補足されない部分もありますので、約1億2600万円の財政負担が増加し、先ほど申しました歳入と合わせまして、約2億6900万円の影響が発生するものではと試算いたしております。また、扶助費など直接給付いたします経費のほかにも、保護のケースワーカー等の人件費を含みました事務費も増加いたしております。なお、質問者申されます、このことによりまして市民が受ける影響というものはありません。

○ 明石委員

わかりました。それでは次の質問に移りたいと思います。

やはり合併に伴い委託料、補助金、負担金等の質問が予算委員会で多く出されましたが、この合併を機に見直しがされたのかどうか。見直しがされた場合はどのようにされたのか。それから、されてない場合は何年くらいを目途にこの見直しをされるのか、分かる範囲でいいですかからお答えください。

○ 財政課長

合併におけます事務事業の調整につきましては、合併前の協議などで調整を行っております。その中で補助金などで予算の審議の中で出てまいりました長寿祝い金とか障がい者福祉年金、防犯灯の設置費補助金など、こういうものにつきましては、協議の中で調整がついておりますので、今回の予算にも反映をさせていただいております。調整のつかなかったものにつきましては、新市で調整を行うようにしておりますが、質問者申されますように、期間的なものは1年で調整するもの、早急にするものというような項目に分かれておりますので、どれが具体的にどの項目がいつまでする、というようなことはここでは全体的な把握はいたしていません。全体的に見直しについての一定の考え、というようなものは持っておりませんので今後今までの1市4町での考え方とか予算を新市に引き継いでおりますので、今後早急に調整を図っていかなければならないと考えております。

○ 明石委員

合併していろんなことで問題はたくさん山積みされていることと思いますけど、できるかぎり議員も2年間特例で残るということですから、目途としては本来なら2年を限度にするべきではないか、と私は思っております。これは周南市の方に研修に行ったときには、正直言って早いもので2年、遅くて5年というものでかかっているものもある、ということを知りましたけど、できれば今言いましたように2年を目途に行うよう努力されたいと思います。それから今後、行財政改革をされるが、私の希望として「入るを量り出ざるを為す」、という原則がありますもので、行政改革を行うことを希望して質問を終わります。

○ 川上委員

委員長、はじめに、質問通告しておりました目尾地域振興基本計画についてと、工場団地造成計画については、申し訳ありません、あわせて質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長

はい。

○ 川上委員

さて、このテーマについては、予算書67ページ、地域振興費に目尾地区工業団地敷造成工事調査設計委託料が計上されています。まず、この目尾地区工業団地敷造成工事調査設計委託と、その後のスケジュールはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○ 経済部長

目尾地区工業団地敷造成工事調査設計委託につきましては、今議会で議決をしていただき、速やかに発注して、今年一杯で設計を終わらせたいと考えております。分譲につきましては、来年中の分譲を考えております。

○ 川上委員

この工業団地敷の造成については、目尾地域振興基本計画の中の一部に、今はなっております。しかしながら、そもそもこの計画は、1997年に策定されましたけれども、総事業費133億円の計画として出来たときには工業団地はなかったんです。住民意識調査を行って、工業団地はいらない、造るべきではないという圧倒的な意見が、その結果に示されたからであります。それによって基本構想から外したわけです。その後、実施に入っていくんですが、8年目までに約70億円を投入し、借金が約40億円に膨れ上がる中、新たな事業費を計上できなくなり、ついに公共工事がストップした。そして、合併を1年後に控えた昨年4月、旧飯塚市は事業を見直すと言い出したわけです。今後どうするのか。見直しが始まりましたが、当時、旧飯塚市が最初に発表した叩き台は残事業69億円、これを全てやめて、用地を全て工業団地にする内容だったわけです。地元が反対し、採用しなかったものをあえてやると言って発表したこととなります。その後、夏を越えて3つの選択案を示す形を経て、今年1月、まとめの最終報告書では、この関係の用地は、市の浮揚発展のために供する土地ということになり、工業団地の文字はどこにもなくなったわけです。これですね。ところが、合併したら突然、ここに工業団地を造りたいというふうに言ってるわけです。どうしてこういうことが起こるんですか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

この目尾地域振興基本計画につきましては、クリーンセンター建設と一体的なものとしまして幸袋地区及び目尾地区の浮揚発展を図るために平成9年度に策定されたものでございまして、事業年度としましては平成9年度から平成23年度までの15ヵ年計画、総事業費は約133億円でございます。で、平成17年度末までに全体計画の約半分程度が完成いたしております。しかしながら、委員ご指摘のとおり、計画策定から既に8年が経過しておりまして、その間、本市の財政状況の悪化、それから市町合併等、社会経済情勢等が大きく変化しましたことから、この計画の検討・見直しを行うために、昨年度、地元の住民代表者等を含めましたところの検討委員会を設置いたしまして、この計画の検討・見直しを行ってきたところでございます。この見直し後の整備計画としましては、市営野球場の建設、それから市民プールに併設しまして多目的施設の整備、市の浮揚発展のために活用する用地の確保などでございまして、整備期間は平成18年度から平成22年度までの5ヵ年計画、そして整備費用は約28億円でございまして、当初計画の残事業でございました約64億円に比べて大幅に削減された事業内容となっております。今、委員さんご指摘のとおり、市が検討委員会に当初示しました叩き台の案によれば、この未着工部分には全て工業団地とする案もご提案をいたしておったところでございます。しかしながら、検討委員会の中で議論が進められる中で、最終的には先ほど申し上げましたように、市営野球場建設、それから市民プールに併設したところの多目的施設の整備、それから市の浮揚発展のために活用する用地の確保ということが、最終報告書で示されたところでございます。

○ 川上委員

この見直しを、旧飯塚市は昨年4月から1月までの9ヶ月で、大急ぎでやったわけです。理由は、はっきりしてます。もう事業費はつけられない状態になってたわけだから、これは合併し

たら止まります。ですから、駆け込みで28億円にのぼる事業費をつけたというふうに言われても仕方がないことです。しかも、先ほどから言われてる検討委員会は、途中で条例にもとる悖るものであったということで、条例改正したほどのものだったんですね。それで、当初計画の破綻を直視せず、総括も反省もないまま無責任な態度をとり続け、見直し・検討の叩き台では今度はトヨタだ、自動車だと叫び、工業団地の造成に全面的に転向したわけです。住民には当初、単なる叩き台などと説明しましたが、実はこの工業団地造りは大前提だった。否定できますか。

○ 企画調整部長

この健康の森公園整備事業の見直しを進める中で、市の浮揚発展のために活用するという用地が確かにございます。で、この用地の活用方法につきまして、本市が今進めております活力あるまちづくり、それから産業振興を進めるにあたりまして、工業団地を確保しまして企業の誘致を積極的に行い、税収の増加、それから定住人口の確保、それから雇用の拡大、これらにつきましては本市の最重要課題であると認識いたしております。このようなことから、市の浮揚発展のために活用できる用地の目的としまして、工業団地としての使用をするということに、判断をいたしました次第でございます。

○ 川上委員

ただ今の答弁は、私が指摘したとおりに、実は工業団地造りは大前提だったということも1年ぶりに認めたものだと思います。それで、それなのに飯塚市は、住民の皆さんには単なるたたき台と言い、そしてあろうことか、この検討委員会報告書の中にはですね、工業団地という言葉を書ききれないで、本市の浮揚発展のために活用できる用地というふうに書いてるわけだけれども、これは議会と住民を、行政当局は欺こうとしているというふうに言っても過言ではないと思います。これは厳しく指摘しておきたいと思います。手法の問題です、まず。

次に、最終報告書にある野球場の整備計画です。もともと野球場を造る計画は当初の基本計画にあったんですね。用地の真ん中に鉄塔が1本立って、それを動かすのに1億円ぐらいかかりそうというふうに、私は最初だまされましたけど、プロに聞いてみたら、鉄塔を動かすときには1本だけ動かしても駄目なんですね。三角形になると倒れるんですね。ですから、前後3本ずつくらい動かさないといけないと言われるんですよ。そうすると、それだけで5・6億円ぐらいかかるんですね。そういうものがあったわけですけども。しかし、見直しの検討の過程で旧飯塚市は、周辺自治体に類似施設が複数あることから不必要との見解を示し、先ほど述べた叩き台が出た段階で、一旦消滅しましたね。ところがその後、秋になって、見直し検討委員会が示した3つの選択案の一つとしてよみがえって、最終的に12億円をつぎ込む野球場整備計画として、また立ち現れたわけです。この野球場が本当に必要か、市の責任ある説明を求めます。

○ 企画調整部長

今、委員ご指摘のとおり、昨年度の検討委員会で市が示しました叩き台の中では、今回の市町合併によりまして既存の野球場を有効に活用し、また、今庄内にごございます県営の野球場があることなどの理由にて、この新しい野球場の建設については新設をしないという方向で、市としては示しておりました。しかしながら、検討委員会の審議が進む中で、旧飯塚市にごございます、今、立岩にごございます既存の市営野球場は老朽化が極めて進んでおりまして、また駐車場が狭いということから、これを改修なり駐車場確保をするにはかなりの費用を要するということと、また旧4町にごございます野球場につきましても老朽化が進んでいる野球場もごございます。また、庄内にごございます県営野球場につきましても、高校野球の県大会ができるような規模の施設ではないというご意見が出てきまして、結果的にはこの検討委員会の中で、せめて高校野球の県大会ができるくらいの野球場が欲しい、造るのが当然じゃないか。合併して13万3千人都市になったら、これくらいの規模の野球場を本市が使えるのも良いことじゃないかと

というような検討結果で、こういう野球場建設というのが、当初この基本計画の中に示されておりましたけど、また当初の野球場ということが、ここで復活してきた次第でございます。

○ 川上委員

目尾地域振興基本計画は、8年目にして事業目的からも財政上からも完全に破綻した。今度の工業団地造り、いくらかかるかわからないんですね。28億円と言われてますけど、本当言うと。28から12を引けば、16億円以内ということになるんでしょうけど、私、工業団地というのは光ファイバーとか、いろんなものをかけようとするれば、いくらでもお金をかけられるわけですよ。大変なことだと思います。で、この工業団地造りや12億円の巨大野球場造りは、健康の森公園事業という名前では、もう一步も進められなくなった公共工事を、今度は新たな工業団地造成と従来型の野球場建設という、つぎはぎの辻褄あわせで新たな巨額の税金投入を図るところに、その本質があるのではないですか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

先ほどからご答弁申し上げますように、この目尾地域振興基本計画の整備・見直しにつきましては、この検討委員会で厳密に、そして十分に議論を経ております。なおかつ、地元住民説明会、それから市民等々の意見を募集した中で、このような見直し後の整備計画が立てられ、市としては報告を頂いております。こういうことからしまして、今後につきましても、この整備計画に基づきまして事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

この問題について日本共産党は、2年前ぐらいから事業の凍結・中止・縮小を含めてですね、住民参加で見直しましょうという提案をしてたはずでしょう。で、その時からあなた方は、絶対見直さないって答弁してきたでしょう。そしていよいよ去年の4月になって、公には見直すと言い始めた。その時にはもう合併は目の前で、「時間がない、時間がない」が、あなた方のせりふではなかったですか。市民の十分な意見も聞かないで大急ぎでやってきた。共産党は、合併して、そこで13万3千人の市民の新しい市長のもとで、13万3千人の市民の意見を聞いて、見直していきましようという提案をしたじゃないですか。今、新しい飯塚市が出来て、新しい市長も誕生されたわけです。従って、駆け込みで計画した工業団地造り、巨大野球場造りは凍結し、市民参加のもと、落ち着いて、必要性もよく論議し、抜本的に見直すべきだと思いますが、改めて見解を伺います。

○ 企画調整部長

繰り返しのご答弁になると思います。先ほどからご答弁申し上げますように、この見直し後の整備計画につきましては、十分に議論を経た中で、また住民説明会等々を開いた中で、じっくりと練られた整備計画案でございます。従いまして、この整備スケジュールに沿いまして、飯塚市としましては、この事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

そのような答弁ではね、飯塚市では本当に住民が喜ぶような行財政改革は出来ないということ厳しく指摘して、次の質問に進みたいと思います。

次に、まちづくり交付金事業について伺います。個別事業は各課各分野にわたっておりますが、総括はどの部、どの課が責任を持っておるんでしょうか。まずお尋ねいたします。

○ 商工振興課長

旧伊藤邸の取得につきましては、財源を求めまして国、県と相談をした結果、このまちづくり交付金を受けることになった経緯がございます。このまちづくり交付金を受けるための都市再生整備計画の作成提出につきましては、商工振興課の方で対処しておりますので、歳入につきましては商工振興課の方で対応、歳出につきましては各課で対応することといたしております。

す。

○ 川上委員

それでは旧伊藤伝右衛門邸を核としたまちづくり交付金事業、その計画期間中の総事業費、それから今年度の総事業費をうかがいます。

○ 商工振興課長

このまちづくり交付金につきましては、平成18年度から5ケ年、平成22年度までの事業でございます。総事業費は、6億1千6百万を予定いたしております。――平成18年度の個別事業につきましては――今年の総事業費は3億1千6百万でございます。

○ 川上委員

少し個別になりますが、主な個別事業の事業費と今後のスケジュール尋ねます。まず、伊藤伝右衛門邸関連では、駐車場整備、どうなりますか。

○ 商工振興課長

課長

先ほど私が平成18年度から22年度までの5ケ年計画というふうに申しましたが、今質問者が言われておりますのは、今年度の事業ということでよろしゅうございましょうか。駐車場整備事業は、19年度の事業でございます。

○ 川上委員

質問が悪かったかもしれませんが、普通いつ、どこに、どういう規模のものを。明らかにできるのであれば、事業費はこのくらいで作りますという答弁でしょう。それでお願いします。

○ 商工振興課長

事業が5ケ年の計画ということと、多種多彩でございますので、商工の方からまとめてご答弁させていただきます。――幸袋本町駐車場整備ということで、平成19年度の事業として計画をいたしております。

○ 経済部長

平成19年度事業で約100万を予定いたしております。大型バスを4台駐車出来るような駐車場整備を予定いたしております。

○ 川上委員

そしたらアクセスになる狭い道がありますね、あそこ石畳舗装と言われておりますが、これはどうなりますか。

○ 土木建設課長

石畳の件につきましては、本年度委託業務を出す予定であります。それと19年度工事の予定であります。

○ 川上委員

ひとつひとつ聞いていきますよ、そしたら。そういうやりとりするんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:50

再 開 14:02

委員会を再開いたします。

○ 経済部長

先ほどの駐車場の位置を申ししておりませんでしたので、旧幸袋駅舎跡を考えております。

○ 川上委員

アクセス道路は石畳舗装と聞いておりますが、これはどうなるのかお尋ねいたします。

○ 土木建設課長

石畳舗装に関しましては、景観が非常に悪うございます。現状の側溝また舗装等がかなり悪い

状況でございますので、調査次第石畳またはカラー舗装等を考えたいと思っております。

○ 川上委員

何千万かかるんですか。

○ 土木建設課長

はっきりした金額は、まだはじいておりませんが、数千万もしくは5千万ぐらいを予定しております。頭の中では。

○ 川上委員

何メートルと言われましたかね。

○ 土木建設課長

延長といたしましては600メートルを予定しております。

○ 川上委員

まあ、税金を敷くようなものですね。それで、遠賀川の中島にもぐり橋というのが出来ますね。これはどういうものですか。

○ 都市計画課長

今、国交省のほうで芳雄橋と中ノ島につきまして整備が行われておりますが、その中ノ島、芳雄橋を中心といたしまして兩岸からかけます橋で、目的としましては遠賀川河川敷の有効利用を図るということでございます。予定金額は、いまのところ4千万円程度でございます。

○ 川上委員

もぐり橋というのは、あまり聞かない名前だろうと思うんですけど、どういう橋ですか。

○ 都市計画課長

四国の四万十川に沈下橋というのがございますが、大雨で水位が上がりました場合には水の中に潜ってしまうということで、もぐり橋でございます。

○ 川上委員

十玉（じゅだま）排水機場、これは移転改築の予定をこの事業でやるというふうに聞いておりますが、これはどういう内容ですか。

○ 土木管理課長

県道の飯塚福間線に伴いまして、その位置に道路が入ってきております。その関係上ポンプ場の移設ということで、21年から22年度にかけて施行する計画でございます。約1億円ほどは、かかろうかと算定しております。

○ 川上委員

それで旧伊藤伝右衛門邸の保存活用を願う市民の声に便乗した無駄な公共工事については、情報公開と市民参加で厳しくチェックする必要があることを痛感いたしました。感想を述べて質問を終わります。

次に入札制度の改革について伺います。一般会計歳出予算の性質別比較表によると、物件費約64億7千万円、維持修繕費約8億2千万円のほか投資的経費約66億1千万円などがあります。適正な入札が行われるかどうかは勿論、公正かつ自由な競争性の維持が問われるとともに、本市財政にも直接関わると考えるものであります。まず追加資料に公共工事の過去1年分の落札率の状況が出してあります。その特徴をどう考えておるのかお尋ねしたいと思います。

○ 契約課長

工事請負契約の平成17年度による落札率の特徴でございますが、資料1ページの旧飯塚市の分につきましては、設計金額1千万円以上の発注件数42件の平均落札率は、96.32%でございますが、落札率95%以上の分が全体の42件のうち33件で率にしまして78%を占めており、高い落札率となっております。次に、資料2ページの旧穂波町の分につきましても同じく設計金額1千万円以上の発注件数19件の平均落札率は、98.20%で、落札率95%以上の分が全体の19件のうち17件で率にしまして89%と同じく高い落札率となっ

ております。

○ 川上委員

あらためて見てみますと、落札率が以上に高い。談合が常態化している気配を感じませんか。お尋ねいたします。

○ 契約課長

落札率につきましては、入札業者が設計図書により見積を行い、その結果が予定価格に対しまして何%になったかということでございますので、必ずしも落札率が高いからといって談合に結びつくものとは考えておりません。また、一切談合情報も入っておりませんので談合が行われたとは考えておりません。

○ 川上委員

あなたがたそう言うけれども、私は高すぎる落札率、懸念するわけです。このところ入札結果はインターネットでも見る事が出来るようになっております。私は先日、本市発注の潤野都市下水路の入札結果を整理してみました。工区ごとに工事の内容は大きくは変わらないだろうと思うわけです。それを前提に見てみると、凄い事が分かります。13工区のうち11工区が99%台です。最低が99.32、最高は99.92%です。しかし、他の二つの工区は75.5%、70.65%であります。差がありすぎる。また、13工区を予定価格の高いほうから見ると、上位5工区のうち4工区を同一企業が落札率99.76%から99.92%で落札していることが分かります。私は興味深く感じるのであります。いずれにしても公正な入札を確保するためにも、また市民の税金を食い物にさせないためにも、絶対に談合を許してはならないと思いますが、市長はどうお考えですか。

○ 契約課長

公共工事の入札及び契約につきましては公正な競争、不正行為の排除、透明性の確保が求められており、その適正化を図るべきであると思っております。談合等の不正行為につきましても排除していかなくてはならないと考えております。

○ 川上委員

そこで本市の談合情報マニュアルは、旧飯塚市のものをそのまま引き継いでいるとのことであります。庄内の高度浄水処理施設を巡る汚職事件の調査で気づいたんですけれども、実施設計、入札に関する談合情報を調査に値せずと処理して、その後町議会で厳しい批判を浴びた談合情報対応要領と飯塚市のものは、ほぼ同一のものであります。本市の談合情報対応マニュアルは、例えば匿名情報では調査に値せずと判断するのではないですか。これは、直ちに改善すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○ 契約課長

本市の談合情報マニュアルにつきましては、国のモデルに準じて作成したものであります。その内容につきましては、原則的な対応や概ねの判断基準を定めたものでありますので、その運用につきましては個々の情報に不十分なものなどいろんなパターンがありますが、1件ごとに信憑性などを慎重に吟味し対応いたしております。

○ 川上委員

そうすると談合情報が匿名であっても対応するということですか、調べるということですか。お尋ねします。

○ 契約課長

匿名でも調査するのかとのことでありますが、その情報に一部でも具体的なものなど、疑うに足る事実があれば調査したいと考えております。

○ 川上委員

そのマニュアルに基づいて過去に匿名情報を調査した例がありますか。

○ 契約課長

過去の例としまして市営の直接の談合情報ではなく、情報としては不十分でしたが入札を延期し公正入札委員会を開催し、各社事情聴衆を行いました。しかし、談合事実が認められなかったため入札を実施した例がございます。

○ 川上委員

それは何の工事ですか。

○ 契約課長

何の工事かということでございますが、平成14年度に発注いたしました鯉田共同浄水場機械設備工事でございます。

○ 川上委員

その点は分かりましたけれども、しかしそのマニュアルどおり対応したとしても業者が談合しましたと認めることは、まず考えられません。防止できたかどうか分からない、そのことは先にも述べた庄内の汚職事件でも明らかであると思うわけです。つまり、議会の批判を浴びて、庄内の町議会ですね、批判を浴びて談合情報対応要領の改善を約束した当時の町執行部は、浄水施設の機械設備工事の入札を巡って寄せられた匿名情報を調査し、業者に談合はしていませんという誓約書を書かせたうえで入札した。しかし、その後裁判で明らかになったように、入札の3日前に既に前澤工業の担当主任が指名業者4社に入札金額を指示する連絡をしていた。しかも、工事費吊り上げの疑惑も濃厚であります。だから今重要なことは、談合したら結局損になる、こういう強力な抑止力を示すことだと思いますが、どうですか。

○ 契約課長

今、委員が言われましたように談合したら損になるという抑止力を示すことは重要なことであり、入札契約時の適正化の観点から発注機関に求められている責務であると考えております。

○ 川上委員

私は、5月の総務委員会の所管事務調査において、指名停止はもっと広く公表してペナルティを重くするべきではないかと提案した。その後なにか手立てはとられていますか。

○ 契約課長

5月の総務委員会にて、指名停止処分を行った業者を窓口の閲覧だけではなく、インターネットでも公表すべきではないかというご指摘をいただいておりますが、その後関係機器を改正いたしまして、現在はインターネットでも指名停止期間、指名停止事由を公表いたしております。

○ 川上委員

大手メーカー5社が、公正取引委員会から排除勧告を受けたゴミ焼却炉施設の談合にからみ、各地の住民らが談合によって不当に高い落札率となり損害をうけたとして、損害賠償を求めている訴訟で談合各社に返還命令が相次いでいます。特に注目されるのが、4月25日の福岡地裁判決であります。判決は、5社が談合を行っていた間の全国の入札84件を分析し、5社のいずれかが落札した場合、平均は96.6%。それ以外の企業の落札の場合は89.8%。この差を明らかにしてその他の要件も加えて福岡市の損害額を契約額の7%相当とし、約20億8800万円を市に返すよう5社に命じました。また、横浜地裁は先月6月21日横浜市発注のゴミ焼却炉建設を巡って談合が見られた2社に30億1790万円の賠償を命じました。市長、談合の強力な抑止力として契約書に損害賠償の条項を盛り込むべきではありませんか。お尋ねいたします。

○ 契約課長

談合を阻止する方策といたしましては、行政の指導は勿論のことでございますが、談合などを行った業者へのペナルティの強化も重要だと考えております。今、委員から談合と不正行為による損害賠償の請求等の貴重なご意見をいただきましたので、今後契約の解除も含めまして契約約款への追加条項として前向きに検討していきたいと考えております。

○ 川上委員

それらの措置によって本市が談合をきちんと防止できて、高い落札率を仮に5%、10%引き下げることができれば、大変な行財政改革になるわけです。是非、がんばっていただきたいと思えます。以上でこの質問を終わります。

次に、人権同和行政についてお尋ねしてまいります。1点は、人権同和对策関係予算は旧飯塚市では、昨年度2億9419万9千円、2003年度から第3次行財政改革がスタートし市民や市職員に更に厳しい負担がのしかかる中、この人権同和对策関係予算は伸び続けており、いわば行革知らず、うなぎのぼりというところであります。国の特別対策終結以降の4年間では、10億5千万を上回る巨額です。新市における平成18年度人権同和对策関係予算総括表が追加資料として提出されております。人権同和对策関係の歳出予算は総額4億3859万4千円、改めて聞かざるをえませんが、国が平成13年度で同和对策特別事業を終結するときの総務省の見解は何と言っていますか。あなた方はどう受け止めているのか、お尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

少し長くなりますけれども、総務省大臣官房地域改善対策室が平成13年1月26日付けで今後の同和行政についてと題しまして文書を出しておりますので、それを読み上げさせていただきます。一、特別対策の終了、平成9年地域改善対策特定事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）の改正（平成9年経過措置法）により同和地区（対象地区）同和関係者に対象を限定して実施してきた特別対策は、基本的には終了し、着手済みの物的事業等一部の事業について平成13年度までの経過措置として実施。平成13年度末（平成14年3月31日）に地対財特法の有効期限が到来することにより特別対策の法令上の根拠がなくなることから、平成14年度以降同和地区の施策ニーズに対しては、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の一般対策を講じていくことによって対応。特別対策を終了し一般対策に移行する理由（1）特別対策は、本来時限的なもの。これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化。（2）特別対策法をなお続けていくことは、差別解消には必ずしも有効ではない。（3）人口移動が激しい状況の中で、同和地区同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難。二番に地方単独事業の見直し、地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期にあたり、地方単独事業の更なる見直しが望まれる。というのが、全文でございます。それからどう受け止めているかということでございますけれども、まず1点目の特別対策は本来時限的なもので、これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化したということでございますけれども、これまで国庫補助事業や県単独事業による施策推進の結果、生活環境等の改善につきましては着実な成果があがったことから、このような指摘になったものと考えております。ただ平成8年の地対協意見具申にもあるように、一般対策移行後は従来にもまして行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野にいれながら地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められるとあります。市としましても今後も地区の状況を把握しまして、残事業につきましては改善に向けまして一般施策の中で実施していきたいと考えております。次に、特別対策法をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効でないということにつきましては、これまでの事業実施が均衡性を欠く部分もあったため、そのことがかえって逆差別という世論を生み、同和問題解決への道を遅らせた感があるということからの指摘だと思います。次に、3番目の人口移動が激しい状況の中で同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難ということにつきましては、近年同和地区の中においても地区外からの人の流入、あるいは土地区画整理などにより地区外、地区内の人の混住によりまして、同和对策事業の対象地区を限定しての事業は難しくなってきたということからだと考えております。ただ、飯塚市内にお

きましては、大都会の状況と違いまして同じような見方をすることは多少無理があるように思われますし、実際に混住はそれほど進んでいるとは思っていないというのが正直な感想でございます。2番目の地方単独事業の見直しについてであります。今後事業の実施にあたりましては、一般施策に工夫をして実施する必要がありますが、事業の実施にあたっては適正に行うべきだということかと思えます。

○ 川上委員

総務省の見解を、5年前の1月の見解なんですよ、あなた方はこれをまともに受け止めていないわけですよ。ですから、逆行すると言われても地域の特性とか何とか言って特別対策を続けてきた。法はもう垣根はないというふうに言ってるのに、あなた方が行政の手によって住民の皆さんの間に垣根を作ってきたわけですよ。5年も。これをまず反省し、きっぱり止めなければなりません。それから、財政出動についても県の補助金を上回って市から財政出動をしているわけですね。その額は私の計算では、10億5千万円にのぼりますよ。これ以上こんなことを続けていたら大変だと思いますね。あなた方はなかなか踏ん切りがつかない問題の一つに部落解放同盟や同和会の存在がありますね。今度も相当額の補助金が出ています。この部落解放同盟や同和会に補助金を出す理由は何かお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

運動団体の補助金につきましては、これまで幾度となく申し上げておりますけれども、同和関係者の自主解放の努力と自らの意識を高揚、支援すること、人権同和問題の解決に向けた自主的な研修、啓発や地域活動、補助事業や就労対策等の国との交渉等の実績を踏まえまして、人権同和問題の解決に向けまして社会的活動を行っている団体であれば、行政の補完業務としての公営性があるということで交付しおるところでございます。

○ 川上委員

むしろあなた方は後段でしょう。その同和行政を効果的に実施するために行政の補完をさせる。補完をしているんじゃないかと、リードしてもらってんじゃないですか。団体の協力じゃなくて、リードされてるんじゃないですか。そういうところに、リードしてくださいと補助金出してる状態ですよ、現実には。それで総額補助金いくらで、また団体の予算に占める比率どうなっているか、団体毎に答弁求めます。

○ 人権同和推進課長

総額につきましては、18年度予算の金額でお答えさせていただきます。団体数が11団体、総額で6427万6千円、次に団体の予算に占める比率でございますけれども、部落解放同盟飯塚市協議会補助金が1380万、決算の額が2182万8691円、率にしまして63.8%。次に部落解放同盟穂波町協議会、補助金990万円、決算の額が1340万6951円、率にしまして73.8%。部落解放同盟筑穂町協議会、1450万円、決算額1479万4559円、率にしまして98%。部落解放同盟庄内町協議会、450万円、決算額532万9669円、率にしまして84.4%。部落解放同盟穎田町協議会、補助金額436万5千円、決算額527万2696円82.7%。部落解放同盟嘉穂山田地区協議会、補助金が2070万円、この部分の2070万円につきましては1市4町の他に嘉麻市、桂川町の部分も含んでおります。決算額が2202万7875円、率にしまして93.9%。全日本同和会穂波町支部84万円、決算額94万872円、率にしまして89.2%。全日本同和会筑穂町支部、補助金額267万2千円、決算額285万500円、率にしまして93.7%。全日本同和会穎田町支部、補助金額144万1千円、決算額154万2510円、率にしまして93.4%。全日本同和会嘉飯地区協議会、補助金額51万3千円、決算額50万5740円、率にしまして100%。福岡県地域人権連合会穎田支部、補助金額7万5千円、決算額7万8800円、率にしまして95.1%。ただ飯塚市協議会を除きます10団体につきましては、歳入すべてが計上されていないというふうに聞いておりますので、今申し上げました飯塚市協

を除く10団体の%につきましては、若干異なるかと思いますのでその分ご了承をお願いいたします。

○ 川上委員

状況はだいたい分かりますけど、最後ただしの事を言われたんですが、旧飯塚市以外はその補助金以外の独自の分が入ってないのではないかとということなんですけど、これは行政の側は状況把握が出来ていないんですね。全体像をね。

次の質問に移りますけど、この補助金額の算定根拠。入れているものと入っていないもの、どういうふうになっていますか、お尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

ただ今飯塚市協議会の場合ですけども、上部団体への上納金あるいは備品購入費、交際費、そのへんのところは補助対象からは外さしていただいております。ただ他の町につきましては、先に申しあげましたように補助金に対する決算額ということで出てきておりますので、資料を見る限りはちょっと判断しかねるところがあるかと思っております。

○ 川上委員

部落解放同盟飯塚市協の場合は、人件費も算定に入れてるんですね、確認します。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

市議会議員が責任者となってその団体から報酬を受け取っている場合がありますか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

提出していただきました資料から判断すれば、給与とか行動費という名目の中でその中が人件費かと思っております。

○ 川上委員

本市の監査委員は財政援助団体への監査は2年に1回しかしないと決め、今年はスタッフ不足を理由に全く実施しないつもりようです。行政としては何か、市としてはチェックをするつもりがあるかどうかお尋ねします。

○ 監査事務局長

援助団体への監査の実施につきましては、監査基準によりまして、着眼点を置いて、実施いたしております。

○ 川上委員

監査事務局に答弁を求めています。担当課、答弁を求めます。

○ 人権同和推進課長

単体への監査につきましては、担当課の方で。補助金を年2回に分けて交付しておりますので、私どもとしまして、旧飯塚市としましては、年に2回監査に入っております。

○ 川上委員

帳簿と現金・領収書とかも見ているんですか。

○ 人権同和推進課長

相手より提出していただきました通帳、また出金伝票、領収書、これらをつき合わせております。

○ 川上委員

それは、今日行きますよ、という約束していくんでしょう。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

もちろん相手方の予定もあることですので、前もって通知して行っております。

○ 川上委員

部落解放同盟穂波町協議会は市議会議員が責任者になっているようです。事務所はどこにありますか。

○ 人権同和推進課長

穂波人権啓発センターのことかと思えますけども、事務所の所在地は飯塚市太郎丸974の1でございます。

○ 川上委員

穂波人権啓発センター内に設置しているんですね。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

いつから設置しているんですか。

○ 人権同和推進課長

昭和51年度からと聞いております。

○ 川上委員

ところで、この穂波人権啓発センターそのものの設置はいつで、目的、事業費も聞いておきます。

○ 人権同和推進課長

建設年度は昭和51年度でございます。建設費は1億1116万7千円、設置の目的は隣保館設置目的でございますように、地域社会全体の中で福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談業務や、人権課題解決のための各種事業を行なうために設置されたものでございます。

○ 川上委員

建設年度が昭和51年で、事務所設置が同じ年ということで。これについては後で聞きますけど。この団体はその施設の、どの部屋をどのくらいの時間借りているんですか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

1階の会議室を使用しております。時間につきましては、午前9時から夕方6時までということで聞いております。

○ 川上委員

使用料はいくら払ってもらってますか。

○ 人権同和推進課長

部屋の使用料でございますけれども、平成11年4月から支払っているようでございまして、月額が1万500円。1日あたり500円。年額が12万6千円でございます。

○ 川上委員

私には平成11年4月から払っていると聞こえましたけど、そのとおりですか。

○ 人権同和推進課長

そのように報告を受けています。

○ 川上委員

昭和51年から平成11年まで相当期間があるようですけども、この間の使用料はどうなっているんですか。

○ 穂波支所地域振興課長

その間の使用料は、徴収いたしておりません。

○ 川上委員

23年間になりますかね、24年間。四半世紀の間、どうして穂波は使用料を貰ってないんですか。

○ 穂波支所地域振興課長

この運動体を、行政の補完をする団体、という位置づけの中で、使用料の猶予ということで理解いたしております。

○ 川上委員

そういう団体にたくさんの補助金出してきたんでしょう。それで、先ほど9時から18時まで1万5000円払うようになっていると思うのですが、この金額の根拠は何ですか。

○ 人権同和推進課長

使用料の1万5000円につきましては、当時の会議室使用料を午前9時から午後6時まで使用したものとして計算されたもの、というふうに聞いております。

○ 川上委員

この施設の使用規程。適用するとそういう額になるんですか。再確認します。

○ 人権同和推進課長

新市と違いますか、現在の貸館条例の使用料から算定しますと、月額が1万2400円。年額で14万8800円。一日あたりに直しますと、620円という事になります。

○ 川上委員

旧町時代は1万5000円だけど、今年の4月からと言いましょうか。4月からはひと月1万2400円になっているけども、1万5000円しかもらっていないということですか。4・5・6月。どういうことですかね。

○ 人権同和推進課長

おっしゃるとおりでございます。

○ 川上委員

それはどうしてですか。

○ 穂波支所地域振興課長

この穂波町協の利用につきましては、昭和51年隣保館開設以降、現在の小会議室を利用していただいているということであります。そういう中で平成11年度より、お互い協議の結果、月額1万5000円という数字をはじいております。そういうことで新市の新しい使用料の中では、若干差異が出て参っておりますけれども、なにぶん公益性があると判断いたしておりますので、その使用料の算定についても考慮した結果だと承知いたしております。

○ 川上委員

この穂波人権啓発センターの管理責任者は誰ですか。

○ 人権同和推進課長

人権同和推進課になります。

○ 川上委員

課長が責任者ということですね。確認していいですか。

○ 人権同和推進課長

そういうことでございます。

○ 川上委員

これはいくらになりますか。1,900円。この1万5000円は大体どういう形で納入されているんですか。毎月ですか、それとも半年とか1年とか補助金と相殺しているとか。どういう状況ですか。

○ 穂波支所地域振興課長

毎月分を毎月月末までに1万5000円納入していただいております。

○ 川上委員

この団体の責任者・市議会議員の方は、この実情を知ってますか。知っててこの状態を続けてあるんですか。お尋ねします。

○ 穂波支所地域振興課長

伝票それぞれの決裁が要るはずですので、当然承知されてあると判断しております。

○ 川上委員

人権同和推進課長。この市議会議員である責任者に支払い請求したことがありますか。合併後。

○ 人権同和推進課長

現段階ではしておりません。

○ 川上委員

1,900円×2か3ですね。これだけじゃないでしょう。事務所だから机と椅子とか入っているんでしょう。電話とか。お尋ねします。

○ 穂波支所地域振興課長

備品類につきましては、町協団体の方で電話等準備されております。

○ 川上委員

だから、この団体はですね、穂波人権啓発センターを24時間、1976年以降一時も出ることなく使い続けているわけでしょう。違いますか。

○ 穂波支所地域振興課長

状況につきましてはそういう備品類が常置いたしておりますので、事務的には6時に終わりましたも、その部屋は貸切り状態と言うことになっております。

○ 川上委員

それで、こういう貸切り。契約書はありますか。

○ 穂波支所地域振興課長

使用料としての。引き続けていただいておりますので、このことについての契約は交わしておりません。

○ 川上委員

無法状態ですね。市議会議員が団体の責任者じゃないですか。あなた方ね、1976年から普通の、このセンターの使用規程に基づいて、真夜中貸し出すという規程はないでしょうけど、なんらかに換算して請求したことがありますか。いくらになりますか、だいたい。今言ってもしょうがないですね。ものすごい額でしょう。一回相談したらどうですか。こういう団体に補助金いくら出しているんですか、今年。もう一度言ってください。

○ 人権同和推進課長

穂波嘉穂同盟。穂波の協議会ですけれども、990万円ということになっております。

○ 川上委員

こういう団体に市民の税金を990万円もつぎ込んでいるわけでしょう。いつまで続けるんですか、これは。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

隣保館におけます運動団体の事務所使用につきましては、合併に伴う協定項目の中で、その中の事務事業の調整の中で、隣保館の施設内にある運動団体の事務所については合併後、新市において運動団体と協議・調整する、ということになっています。また、筑穂人権センター内にある事務所につきましては、本年3月までにすでに移転されているような状況でございます。それから厚生省社会局長が昭和62年4月30日に通知しました「隣保館活動の充実による有用な適正化について」の文書におきましては7番目に「中立公正な運営の確保として隣保館は広く住民の参加の元にコミュニティセンターとしての活動を展開すべきであり、特定の運動団体に独占的に利用されている等の批判が生じないように、隣保館の設置目的に沿って中立公正な運営に努め、広く国民に信頼されることが必要である。」ということが書いてございます。以上のようなことから事務所の移転につきましては、穂波支所地域振興課長の説明もありましたようにこれまでのいきさつもあるかと思っておりますけれども、今日明日中に「移転を」と言うわけに

もございませんので、早い時期に移転していただくよう、今後協議していきたい、と。こういうふうを考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

住宅新築貸付金の多額の焦げ付き等が、全力を挙げて、訪ねて行って、訴訟も含めて解決しようとしているわけでしょう。それから市営住宅だって滞納世帯に対しては適切な行為でないといけませんけど、滞納整理頑張ろうとしているわけでしょう。まして市議会議員が責任者の団体がこういうことで、団体としてもできないでしょう。だから早くとかできるだけとかじゃなくてただちに早急に市としてもやるべきだし、真面目な団体なら対応するのが当然です。そうでなければ補助金についても私はこういうの全廃したらいいと思うんだけど、あなたがたは真剣に考えないといけませんよ。

次に75ページ。中ほどに庄内同和対策推進協議会補助金が63万円計上されています。庄内町教育委員会は庄内小中学校の子供の発言を差別発言だと決め付けて、昨年4月19日住民センターにおいて学習会を開いております。この庄内同和対策推進協議会の役員が参加したことが昨年9月行なわれた庄内町議会で取り上げられ、そのことが会議録に記載されています。このことは確認できますか。

○ 庄内支所地域振興課長

今委員が言われましたとおり参加しております。

○ 川上委員

いったいこの庄内同和対策推進協議会というのはどういう団体ですか。

○ 庄内支所地域振興課長

同和対策推進協議会とは、旧庄内町では34名の委員を持って構成しております。内容といたしましては、町内における同和行政と同和教育の推進・研究・調整に関し、協議し、必要に応じて事業実践・推進にあたるとともに、関係機関に建議する、という目的を持ってこの同和対策推進協議会を設置しております。

○ 川上委員

すこしわかりにくいですが、これは民間団体ですか、それとも。民間団体でしょうね、補助金出すんだから。ちょっと確認してください。

○ 庄内支所地域振興課長

庄内町同和対策推進協議会の目的でございますが、町内における同和行政と同和教育の推進・研究・調整に関し協議し、必要に応じてその事業実践推進に当たるとともに、関係機関と建議することを目的としておりまして、先ほど申しましたような、いろんな研修会・事業等の研究に当たる、ということでございます。委員は34名で任意団体等々から委員構成をしております。

○ 川上委員

わかりにくいですね。任意団体というのを紹介してください。34団体あるんですか。それとも複数出てもう少し少ないですか。主な団体を言ってみてください。

○ 庄内支所地域振興課長

主な団体だけ。申し訳ありません、手元に資料がございまして、報告させていただきます。町議会から代表で2名。旧区町会代表、婦人会、商工会、それから保育所等々の関係団体でございます。それから学識経験者3名とすることで、それと部落解放同盟の代表2名で計34名の構成をもっております。その中には行政代表も入っております。

○ 川上委員

それで、昨年4月19日住民センターに行った役員というのは誰ですか。個人名じゃなくていい。団体代表。団体名で言ってください。

○ 庄内支所地域振興課長

当時は参加されたことは確認しておりますが、人員、それから氏名等は今資料を持っておりませんので、申し訳ありませんが確認できません、報告できません。

○ 川上委員

ところで、この団体。当時の教育委員会とはどういう関係になりますか。

○ 庄内支所地域振興課長

教育委員会とはなんら関係はございませんけれども、あくまでも庄内町の同和行政それから同和教育にかかわる部分の協議会ということで認識をしております。

○ 川上委員

この責任者はどの団体の代表ですか。それから事務所はどこですか。それをお尋ねします。

○ 庄内支所地域振興課長

代表者は協議会内で互選によって会長を決めております。それから事務局は旧庄内におきましては、担当所管の民生課がしておりました。— 失礼しました。事務所につきましては、会長宅というふうに決めておりますが、会長宅のほうは随時動きますので、実質的には事務局が動いておったという状況でございます。

○ 川上委員

その当時会長はどの団体の方ですか。

○ 庄内支所地域振興課長

昨年4月の段階でよろしいでしょうか。昨年4月の会長は町議会議員代表の方でありました。

○ 川上委員

そういう状況の下で教育委員会の主催なんですね、この学習会というのは。これに63万円の補助金を出している団体が行ったと。役員が行ったということなんですね、それで、当時庄内町教育委員会はこの子供の発言について、見解を出したことが会議録で分かります。会議録を見ますとね、これは教育長の発言です。「職員会議で討議された中身が教育委員会の方に報告として出されております。ですから私どもはそれを基本にしながら一応見解を出しておるところです。だからその見解は学校から出された、報告された中身を元に作文いたしたものでございます。」と書いてあります。この報告書は私ここに持ってきております。この見解は一見して大変なことがたくさん書いてあるんですが、今日、庄内同和対策推進協議会が関わっているということで、特に重視したいと思うのは、教育委員会が学校当局に次のように要請するという項目が8つあるんですけど、この中で1つだけ紹介します。6番。差別発言者の継続的指導と家庭との連携を図り、家族ぐるみの人権学習を深めるということですね。長期にわたってその子供と家族。人権学習を深める、と。こういうことを教育委員会が学校に要請している。事実上指導ですよ。翻ってですね。庄内町のこの見解。教育委員会もそういう意味では新たに設置されたわけですけども、これは行政が継続するというので、この見解。飯塚市の教育委員会はこれを継続することになりますか。教育長、お尋ねします。

○ 教育部長

庄内町教育委員会の見解、ということでございますけれども、その中身の文言という記載内容につきましては教育委員会のそのときの庄内町教育委員会の考え方でございますので、コメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、問題につきましては、その事案に応じて対応すべきものであり、現時点でこうあるべきということは現時点では言えないと思っております。

○ 川上委員

そんなことはないはずですよ。これは、人権に反する行為ですよ。子どもの発言があった。これについて行政が要求する人権学習を、家族ぐるみで継続的に学校にさせよう、というふうに指示しているわけですから。こんなことを許しては大変でしょう。そういう答弁ではこの新しい飯塚市での教育委員会。同和問題については大変心配ですね。もう少し、人権に敏感になった

ほうがいいですよ。以上でこの質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 05

再 開 15 : 17

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

最後に市財政と行財政改革について質問いたします。第1点は市財政を苦しめている要因をどのように捉えているのかお尋ねします。

○ 財政課長

財政悪化の要因についてのご質問でございます。まず、歳入面では景気の低迷等によります地方税の伸び悩み、また三位一体改革によります国庫負担金の一般財源化や、地方交付税の見直しによる削減等が挙げられます。また歳出では、少子高齢化の進展によります扶助費の増、老人保健、介護保険等の繰出金の増、過去の投資的事業の財源として借り入れました地方債の償還の増等、義務的経費を中心とした経常経費の増が考えられます。

○ 川上委員

その要因のうち地方分権の掛け声で進められた三位一体改革。その現実の具体的な表れ。これをあなた方は今でも歓迎していますか。

○ 財政課長

三位一体につきましては質問者が申されますように、地方の権限と責任を拡大し、地方分権を推進するために取り組まれたものですが、具体的には16年から18年にかけて国庫補助金・負担金の見直し、税源移譲、交付税の見直し、この三件が三位一体の取り組みの中で行なわれております。実際の影響額として、16年17年18年取り組みがあっておりますが、18年のみの影響額といたしまして、国庫補助金につきましては先ほど審議の中で出てまいりました、公立保育所の運営費の一般財源化や児童扶養手当支給費の補助率の見直し、こういうもので18年度の影響額といたしましては約13億4200万円。税源移譲につきましては、所得譲与税が新たに設けられまして、交付されるようになっておりますが、この額が18年度では約8億5700万円。交付税の見直しといたしまして18年度の影響額といたしまして16億9600万円。これらを合計いたしますと、3年間で21億8000万円という影響額が出てきております。13年度までの三位一体改革につきましては、国の財政健全化に重きを置かれ、十分な税源移譲がなされておられません。真の地方分権に向けてこれから十分な税源移譲がなされるよう、市長会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

三位一体改革大変困っている、という答弁だと思います。それでその「地方分権」というのが掛け声となっていますけれども、日本国憲法は第8章で「地方自治」とうたっているんですね。この地方自治を守るために国家は、政府は、財政保証を行わなければならない、というのが日本国憲法の法体系の筋ですよ。地方分権という点でいくとこれが失われてしまいかねないわけですね。ですから、最初から問題点は含まれていたわけです。と私は考えております。それで、こういう状況の中であなた方は、代表質問に対してですね、わが党の。小泉構造改革に見解を示しきれない、という態度をとったわけですよ。これはですね、かなり致命的な重大な弱点じゃないですか。今財政課長がそこに大きな要因があるといっている点を考えてみても。実は全国地方議員交流会というのが7月26日、27日と福岡市で行なわれます。これには元防衛庁教育訓練局長の新潟県加茂市長の小池清彦さんが記念講演をするわけですね。本当は2色刷りのカラーですけど。サブテーマはこういっているわけです。「小泉政権下で進んだ地方切り捨て」というテーマなんです。市民も、市職員も、この小泉構造改革に嫌というほど苦しみ

られている。それなのに市の執行部が見解を持たない。示しきれない。こういう事態なんです。これが今の飯塚市の地方自治の水準です。だと思います。ところで、先ほど答弁にありました、国の財政危機が深刻なので税源移譲が、そういう財政的な地方移譲が難しくなっているという主旨の答弁があったと思うんですが、地方から見て国の財政危機の原因、どう捉えていますか。お尋ねします。

○ 財務部長

いろんな要因があろうかと思えます。バブル崩壊後の景気低迷に始まりますところの、歳入不足でございます。ここ1,2年は前年と比べて交付税、地方税も少し伸びたという報道等もあっております。ただ、バブル崩壊して景気悪化した。ではどうするか、ということでその当時は内需拡大をするために赤字国債を発行して有効需要を得る、という政策の下に赤字国債がどんどん積み上がっていったというのが、ひとつの大きな問題であろう、それからもう1点は急速な少子高齢化によりましてところの、医療費を含みますところの、社会保障費、これの増大。ということがあいまって今日の国の財政悪化になったのではないかと、というふうなことは考えております。

○ 川上委員

私も部長が言われた今の意見については、まったく同感です。アメリカ言いなりの公共投資計画というのが90年代バブルが飛んで最初のほうに見つかりましたね。で、数年おいて第2次計画出されて、莫大な公共事業がアメリカによって日本は押し付けられてくるわけです。日本政府はそれを全国の地方自治体に押し付けたわけでしょう。ここが重要ですね。公共工事のこういう大盤振る舞い。地方は金がないと言う。そのときにどういったのが後年度地方交付税で措置するから安心して借金せよという例の仕掛けですね。もう1点の問題も少子高齢化のこともあります。部長が見解示されなかったもうひとつの点が重要と思うんですね。これは先ほど明石委員が言われました出と入りを量れと。入りが問題です。大企業に対する優遇減税が連続して、ここからの税収が相当に落ちてます。消費税が150兆円くらいになるんですが、創設以来。その分が大企業減税になってますね。統計上。現在90年度初頭の大企業ですよ。税率に戻せば20数兆円の税収になる。単年度で。そういう計算も先日示されましたね。20数兆円です。もとに戻しただけですよ。新たに増税とか言うんじゃない。そういう数字もあるわけです。こういう状況の中で、全国の自治体は国に追随した不要不急の公共工事を進め元利償還の多くを後年度地方交付税で措置するなど国に言われ、有利な借金だと飛びついてきた結果、現在ものすごい借金返しに苦しめられているのだ、とお気づきなんですね。そこで、こういう状況からどういうふうに脱却するか、という問題です。行財政改革の問題です。お尋ねします。旧自治体それぞれ、おそらく1997年の国の指示以降、行財政改革・新しいプラン作ってやってきたはずですよ。合併にあたってそれぞれ総括はどのように行なわれているかお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

旧1市4町におきましてはバブル経済の崩壊や、予想を超える少子高齢化の急速な進展、人口の減少、人口の流出等によりまして厳しい財政状況が続く中、行財政改革を実施してきたところでございます。旧飯塚市におきましては、平成8年に行政改革大綱を作成いたしまして、第1次から第3次の行財政改革を実施し、評価の仕方はいろいろあるかと思えますが、全国的にも高い評価を得ております。また、4町におきましても、行財政改革大綱を策定いたしまして、主に組織機構と定員管理の適正化に向けた改革が実施されております。しかしながら地方分権の推進や三位一体の改革で地方交付税が大幅に減少するなど、1市4町を取り巻く環境はますます厳しくなり、基金を取り崩し収支バランスをとりながら、財政運営を行ってきたというのが現状でございます。このような中で最大の行革と言われます、市町合併がなされたところでございますが、その効果はすぐに現れるものではございません。このようなことから、新市発足直後ではございますが、行財政改革に取り組まなければ、来年度の予算が編成できない、

という危機的状況となったものでございます。

○ 川上委員

非常に無責任な総括だと思うんです。国の1997年12月の指針に基づいて、飯塚市は早かったとお聞きしていましたが、全国足並みそろえてやってる中で飯塚市は8年間の間に一失礼、旧飯塚市はこの8年間の間に120億を超える財政縮減効果を生んだと言っているわけですね。何をもちって全国的に高い評価を受けているというふうに言われたか分かりませんが、飯塚市民の見る目、また職員というふうに言っていていいと思いますけれども、多くの職員が見る目とはまた一致していないと思いますね。その全国的评价というのは。もうたくさんのことを言っても仕方がないので、たとえば旧飯塚市民の場合はゴミ袋の有料化。いつも言います25億4000万円ね。8年間で。負担を押し付けられたわけでしょう。それをどうにかしてくれ、と言っていたら今度は数年後祝日のごみ収集はやめます、と。そういう踏んだり蹴ったりですよ。痛みが分からないんですね。それで、市の職員だと正規職員が25%カットですよ。もう何度も言います。こういう状況じゃないですか。ぜんぜん目線が住民とか市民のところに無い。ここに最大の飯塚市民の不幸があると思うんです。それで、改めて今、総括なしにどうか私に言わせれば、間違った総括の上に立って新しい行財政改革を大慌てで作るつもりですよですね。いったいそういうことで新しい飯塚市13万3千人。5年後、10年後、大丈夫なんですか。飯塚市に誰が残るんですか。市役所に誰が残って。市民の暮らしサービスはどうなるんですか。そういうことを心配するんです。そういう話はあなた方してませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革大綱等、行革の推進には時間をかけて取り組んでいくべきではないか、というご指摘だと思いますが、何度も申し上げますが、本市の財政状況につきましては合併直後という特殊事情を抱えた中で全事務事業の抜本的な見直しなど、行財政改革を積極的に推進していかなければ、来年度の予算編成が極めて厳しい状況となっております。このようなことから、非常に厳しいスケジュールとなっておりますが、議会の皆様方のご意見を拝見しながら、また、今回定例会に提案いたしております行財政改革推進委員会の意見、提言を聞きながら、また市民の皆様には情報を提供しご意見、ご提案を聞きながら10月9日をめどに行財政改革大綱、及び集中改革プラン等を策定し、平成19年度に予算に可能な限り反映をさせていただきたい、というふうに考えております。

○ 川上委員

反省の中に公共事業を含む無駄遣い。これを直視しないところに、もう一つのあなたたちの特徴があります。一昨日からずっと委員会で質疑あってきました。例えばたった今言われました、目尾地域振興基本計画。28億の駆込み。他の町も駆け込んできてますね、いろいろ。中にはどうしても必要なものがあるかもしれません。よく考えてください。野球場は12億円で本当に真剣に考えて、要ると思いますか。不要不急といわれて仕方が無いんじゃないですか。12億ですよ。一方でね、例えば潁田。合併して、一番人口も少なくて産業も少ないところだと思うんですよ。行政の手がともすれば届きにくいところですよ。そういうところの子育て中の若い両親から、幼稚園授業料68万円をあなた方、奪い取ろうとしているわけでしょう。それから、小学校の草刈り。1回やるのに300万という答弁がありました。それから、少人数学級やるのに1年で講師の先生お願いするのに400万という話ですよ。桁が違うわけですよ。もちろん、生活保護とか扶助費の関係は大きいです。本当に身近な一つ一つの住民が喜ぶようなことのお金とかいうのは28億とか12億とかいうことから考えるとこういうもんです。あえて言いますが、伊藤邸の問題でも伊藤邸本体についてもいろいろ議論があるでしょう。しかし、「600メートルに5000万円を今頭の中で描いています。」税金なんですよ、こういうのは。そこにどうしても石畳を置かないといけないんですか。600メートル5000万円で。こういうことをもう少し真剣に考えたほうがいいと思うんです。今までそれを考えてこ

なかった。なぜ考えてこなかったかと私は思います。後でも言おうと思いますけど。それで、地方自治体の本来の役割を発揮する立場、つまり、住民の福祉の増進を図る。この立場を貫いてこそ真に実効ある行財政改革ができるんじゃないでしょうか。つまり、地方自治体をさらに自治体らしく作り上げていくことと不可分です。あなた方が今、辿ろうとしている道は、財政危機を煽り、「官から民」の掛け声によって住民負担をいっそう強め、市職員をさらに削減し労働強化し、住民サービスを低下させる。そういうやり方です。つまり、自治体の基本的な機能を弱めながら、別の言い方をすれば、空洞化させながら、そして財政をさらに悪化させていく、そういう未来の無い道ですよ。どう思われますか。

○ 行財政改革推進室長

私のほうからお答えをさせていただきます。行財政改革の取り組み、あるいは考え方、スケジュール等につきましては今、主幹のほうから詳しく説明いたしましたし、また代表質問等でも私の方からご理解をいただきますように答弁をさせていただいたところでございます。今、ご質問者のほうから申されましたように、この無駄の指摘。当然のこととございまして、行政経費の削減、あるいは冗費を廃すると。これは私も同じ考え方でございます。自治法の中の2条にございますように、この法律に照らしまして、住民の福祉の増進に努める。しかも最小の経費で最大の効果を挙げる、というのが法の趣旨でございますので、この考え方に沿いながら行政改革も進めてまいりたいと、このように考えております。それと住民福祉の増進を図る、と。この立場を貫いてこそ、実効ある行政改革ができるんじゃないか、とこれは私も同感でございまして、先ほどから部長の方それから財政課長の方も今の財政状況をご説明をさせていただいております。行革のほうの背景等につきましては私がことさら申し上げるまでもございまして、国の少子高齢化等によります人口の減少時代を控えまして、国と地方を通じて財政状況が非常に厳しい、と。こういう財政状況の中で今後わが国が、公共団体が中心となって住民の方のご負担と選択に基づいておのおのの地域にふさわしい、公共サービスを提供するそういう分権型の社会システムに転換する必要があるんだ、と。こういうことが行革のほうのもともと根っここの考え方でございます。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○ 川上委員

あなたの行革論には重要な柱が抜け落ちている。私と同じ立場だとかいろいろ言われたけど。無駄遣いを廃す、とか言う点でね。ぜんぜん違う。何を無駄と考えるかというところがずいぶん違う。だから旧飯塚市の行財政改革を総括しなければならん、というわけですよ。旧飯塚市の行財政改革というのはどこから始まったかということ、目尾地域振興基本計画133億円と言ったでしょう。それから清掃工場171億円と言ったでしょう。それから新飯塚は当時12億円ですね。吉原町再開発事業。これ4億円でしたかね。この4つの大型公共事業。中には必要だったものも、もちろんありましょう。これを財政が厳しくなる中でもやらないといけないので、行財政改革をします、ということなんですよ。これは聖域なんですよ、最初から。そして、行財政改革の担当はどこだったかということ、人事課なんですよ。こういうのは最初から聖域扱いじゃないですか。だから目尾というのは破綻しますよ。これバブルの発想だもん。バブルが飛んでから6年も7年も経ってからバブルの計画を作っているじゃないですか。それから清掃工場も、もちろん必要です。でも2基体勢で1基遊んでますでしょ。だから聖域扱いしたところは無駄がいくらでも出てきているわけですよ。そして当然、破綻すると。清掃工場だってあと数年で耐用年限来るわけでしょう。だからその無駄に目を向ける観点が抜け落ちて、「官から民」とかそんなことばかり言っていると、自治体がなくなってしまうというふうに指摘しているわけですよ。それで、もう一つ重要な観点は、庄内の汚職事件や市役所駐車場に見られるような不透明な事態。これは見るまでもなく政官僚の癒着を断ち切る。清潔で透明かつ公正な市政運営を確立することと行財政改革は一体不可分なんですよ。何がこの無駄遣いとか許してきたと思いませんか。全国的にも地方でも政官僚の癒着じゃないですか。ここにきちんとメス入

れていかないと、立ち直らないですね。肝に命じなければならぬと思うわけです。そのためには市長。市政の最高責任者の固い決意が必要です。それから情報公開の一層の充実。審査が続いて、もうずいぶん明らかになりましたね。あなた方は都合の悪いことは答弁しない、隠す、分からない、ふりをすると言ったら悪いけれども、混乱をする。1分前で答弁したことと1分後に答弁したことが違ったことが何度もあったでしょう。私の質疑の答弁に対してもありました。他の方に対してもあった。議会に対してもそうなんですから、市民に対してはどれだけの情報公開、管理しているのか。それから議員の政治倫理条例。今ありません。これは私たちが考えなければならないことです。制定し、抜本的に強化する必要があるだろう、と自ら思っています。さらに、市職員の公務員倫理に関する条例。職員が不当な働きかけを受けた場合に、組織的に対応して職員が不正な働きかけに応じることを未然に防ぐことのできる。こういうのがあるんですね。職員への不正な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規程。福岡なんか作ってますね。こういうものを作って、「作っているよ」というのを内外に示さないといけません。作ってなおしても抑止力にならないからですね。こういうふうな一つ一つの手立てをとって、清潔で透明かつ公正な市政運営を確立すること。これとして行財政改革をやり通していく、ということが必要だと思うんですが、見解を伺います。

○ 総務部長

新市の行政が公平で透明であるべきことは、当然のことであると考えております。また、そのように努めなければならないということも当然でございます。公務員の倫理規程関係についても、今検討を進めております。質問者言われます、職員への不当な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規程。これに関しても十分検討し、市民の皆さんの信頼に応えるものとなるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○ 川上委員

ずいぶん意見・立場が違うんですけれども、長い間質疑してお互いに分かり合えたところもあるかもしれません。立場の違いも明確になったかもしれません。今後引き続き、市民の福祉の増進のために頑張る決意を述べまして、私の質問を終わります。

○ 原田佳委員

64番原田です。私は委託料の明細金額がこの予算書には記載されていないようでありますが、この理由をまずお伺いしたいと思います。

○ 財政課長

予算書の様式について、でございますが、この予算書の様式につきましては、地方自治法施行例ならびに地方自治法施行規則によって様式が定められております。節の金額までは表示をするように定められておまして、その説明欄の表示につきましては各自治体に委ねられて、記載の内容は自治体に委ねられております。この合併協議に際しまして予算書の様式をどうするかということをお伺いした上で協議いたしまして、1市4町それぞれ表示しているか表示していないか、どこまで表示しているのかということをお伺いした上で、どういうふうな統一を図るかということをお伺いいたしました。旧飯塚市の場合は13節の委託料・15節の工事請負費・17節の公有財産購入費・22節の保障補填賠償金。この4節につきましては入札や交渉の段階で予定価格が類推される恐れがあるということで、細節の表示はいたしていません。ただ、節単位での1つの細節の場合は地方自治法で示しております様式により表示することになりますが、細節がいくらかに分かれる分については細節の表示はいたしていません。ということで、後のご質問の委託料につきましては4町につきましては原則表示をされておりました。ということから、この様式をどうするかということをお伺いしたところ、飯塚市の様式でいこう、という協議が整いましたので、そういう様式を採用させていただいております。

○ 原田佳委員

旧4町では明細金額は記載されておったわけですね。今回は1市4町合併いたしまして始めての予算措置でございます。しかしながら前年と比較しようにも無いわけですね、比較するものが。連結決算もされておられませんし。どうやって比較するんでしょう、これ。金額の高い順から例えばですね、順に列挙すると言うような配慮もされてないようであります。前年の実績も分からない。1市4町合併して金額もいろんなところが広いところから総合計になっているわけですね。どうやって審査を行なうんですか、これ。一つですね。じゃあ今説明されました財務課長、財務部長にお尋ねしますけど、これは是非参考にさせていただきたいと思うんですが、どうやって財務部長審査されますか。

○ 財務部長

もちろん事務的には査定の段階ではそういう面の内部的な資料、あるいは事前に資料を比較しながら査定は、やっております。

○ 原田佳委員

いろんな内部資料。そうですね。内部資料そろえてそれぞれ比較しないとこれできませんよね。ところが内部資料というのはどこに書いてあるんですか。何も無いじゃないですか、真っ白ですよ、これ。例えば民間企業とかで言えば、このような予算書では到底役員会通らないと思うんですよ。市長は企業のトップとしてやってこられましたけども、こういった予算書が年度予算が出されたときに、役員会でお通りになると。市長、どう思われます。

○ 市長

私も数字的に見てはとてもわからないところがたくさんあるんですけども。今答弁を聞いたときに合併協議会の中でこのやり方でいい、というふうな話し合いがあったんですか。私は逆に知らないんですけども。この予算書の出し方にして。それでいいということであれば、これで逆にしてもらわなければいけないけれども、それではその話ができてないのであれば、これは逆にここに持ってくること自体がおかしいと思うわけで。その辺が私は理解してなかったもんですから。今の答弁ではそれでいいというふうな話を聞いてましたもんですから、そのまま聞いておりました。

○ 原田佳委員

確かに旧飯塚ではそういう方向でいこうというふうに決定されたようであります。しかしながら私が申し上げたいのは、このような比較対象もできないようなことで審査をしなきゃいけないということ自体に矛盾があるんじゃないかと思うわけですよ。今後、これ今年そのままいきましたら来年度からもずっとそのままいくと思うんです。おそらくこれを言えるのは、当初であります、今年度だけではなかろうかなと言う気がするんですよ。こういったものに関して先ほど川上委員が質問等であってございました、工事費についてはネットで公開されているんです。落札率まで分かるわけですね。そういう情報公開をされておきながらこういう大事な予算措置においてはそういったものが一切省いてある、と。整合性についてどう思われますか。

○ 財務部長

この公表しているのは入札の終わったもの、あるいは昨年度の決算において、決算の時にはこの数字は全部公表はいたしております。先ほどの資料もおそらく、今までの入札結果あるいは昨年一昨年の決算委員会のほうで——工事については現在予算資料に記載してありませんけど、予定価格は公表されております。これはご存知だと思いますけれども。

○ 原田佳委員

いずれにいたしましても、このままでは内容は分かりませんよね、はっきり言いまして。今後これはやり直す、と。今後前向きにやっぱり細かいところまで書き直していく、と。いくら法定協議会で決定されたことでありましてもやはり今後審査していく上でこれは必要だ、と私は非常に思うんですが。これについて今後直していくというようなお考えは持たれてないでしょうか。

○ 財務部長

確かに今の質問者が言われるよう面もあることは十分承知いたしております。ただ、この件につきましては関係各課、入札制度、あるいは予定価格等の問題もありますので、関係課と協議いたしまして前向きに、今年は難しいにしても、次年度から前向きに検討してみたいというふうに考えております。

○ 原田佳委員

次年度から前向きに、という回答をいただきました。前向きということで確認させていただいてよろしいんですね。是非ですね、これについて慎重に審査しなきゃいけないその基本的なベースになるわけですから、ぜひお願いしたいと思います。私はこれで終わります。

○ 西川委員

資料請求しておりました。その資料は全部配布をいただきましたので——その結果見たところ了解をいたしましたので、質問はございません。

○ 野見山委員

これは強い要望なんですけど、例えば各課に渡って給与の分につきましては職員数が出てくるわけなんです。そして、7節の賃金のところに、嘱託職員賃金と臨時職員賃金はおのずと金額は出てますけど、これ次回から人数ですね。それは明記してほしいと思うんです。今回は無理としてもこの次からですね。これは強く要望しておきます。もしもできるならば明記の方をよろしくお願いいたします。

○ 財務部長

この人員については難しい面がございます。臨時職員あたりは例えば2ヶ月とか3ヶ月とかいう場合もあるんですね。嘱託も今のところだいたい1年間雇用しますから。あとは非常勤嘱託の場合はありますけれども。区分けが非常に。そこまで自治法の中で認めておられませんし、特に臨時が多いところなんかは、季節でずっと月数でやる場合が多いもんですから。逆に1年間通しておくような臨時職のところは職員の産休とかいう基本的に定数職員の代替のところしか置いてないものですから。なかなか人数を——そういう延月数とかなかなか非常にそのへんが当初予算の時と実際の時と変わってくる場合もございますのでちょっと難しい面がございます。

○ 上野 茂委員

67番上野です。大変今までいろいろ意見が出されました。質疑応答がなされましたけども、そもそもこの18年度の予算。合併後初めてでございます。私としては大変皆さんご苦労であったというように思います。予算の大半が合併協議会でいろいろ議論されて調整されて持ち上がったものが大半を占めるようです。その中でも特に金額の太いものがあるかと思います。そういうところに集中的に質疑がなされた、というように思っております。ただ、一点申し上げますと、皆さん予算計上されるときに、それぞれ款項別その部署によって計上あるいは投資的と申しますか、そういった予算を計上されると思うんです。それと、その予算を計上されるということは、皆さん分かってあると思うんです。この委員会で私が思ったのは、皆さん答弁がちょっとね。もう少しハッキリとバッチリとやってもらいたいというのが一つでございます。こういう想定がされますと思いますけれども、この予算というのは大事なものでございます。けれど私はどちらかというとこの予算が目的に沿って適切に執行されるか、というところに重点を置きたいわけなんです。そこのところを皆さん十分気をつけていただいて、そして決算を待ちたいというように思っております。大変ご苦労様でした。

○ 委員長

他にございませんか。

(な し)

無いようでございますので、以上を持ちまして総括質疑を終結いたします。

以上を持ちまして議案第52号平成18年度飯塚市一般会計予算に対するすべての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:59

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は議案第52号平成18年度一般会計予算案に反対し、討論を行ないます。一般会計予算案には乳幼児医療費助成の拡充など一部に意義ある新しい予算計上があるものの、その基調は目尾地域振興基本計画のうち、12億円の野球場など不要不急の駆け込み事業があり、国が特別事業を終結して5年目に入るのに今の同和対策事業を温存するものとなっています。また、大規模公共事業による借金の反省も弱く、地域振興基金の形で合併特例債の発行を性急に進めています。その一方で市民生活には高すぎる国保税で保険証を取り上げ、高い介護保険料で高齢者を苦しめ、児童クラブ利用料の有料化など合併後も平準化などといって住民サービスを切り下げ、またさまざまな負担を押し付けるなど、暮らしと福祉、教育、環境、中小企業にきわめて冷たく厳しい内容であります。また、三軒屋工場団地線新設工事予算など不透明な事業、またアメリカの戦争に日本国民を引き込む武力攻撃事態法に基づく計画作りもあり、このような予算案に、私は反対であります。詳しくは本会議において述べることとし、以上で本委員会における討論を終わります。

○ 後藤久磨生委員

大政会を代表しまして賛成の立場で討論させていただきます。本予算書が合併協議会の審議を経て、また、新市長の施政方針、マニフェストを取り入れられて予算を計上されてます。新規事業といえばそう大して——今回は継続事業が主だと思しますので、この予算書に賛成したいと思えます。

○ 委員長

ほか、ございませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第52号 平成18年度飯塚市一般会計予算」は原案どおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。実を申し上げまして、こんなに早く終わるとは思ってもみませんでした。スケジュールも来週月曜日まで私、確保して空けておりましたが、皆様方のご協力によりまして、スムーズに審議をいたしましたことを、改めて御礼を申し上げます。特に今回の予算につきましては、合併後の初予算ということもありまして、そういう状況の中で委員の皆様方にも、また執行部の方々にとっても、非常に戸惑いがあったことと思えますが、そういう状況を乗り越えて私どもにご協力いただきましたことを改めて感謝申し上げます。また、最後になりますが、事務局の皆さん方も、私どもを裏で支えていただいて本当にありがとうございました。以上でご挨拶申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成18年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。